

埼玉県農林水産業振興基本計画 (令和3年度～7年度)



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」



ごあいさつ



本県では、恵まれた自然条件や大消費地である首都圏に位置する「地の利」を生かし、多彩な農林水産業が営まれています。

農林水産業・農山村は、県民生活に欠くことのできない食料や木材を供給するだけでなく、食品産業や観光業などとも結びつき、地域経済や県民生活に活力をもたらしています。また、県土の保全、水源の涵養^{かん}、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の伝承などを通じて、県民の安全で豊かな暮らしにも大きく寄与し、日々の生活に重要な役割を果たしています。

近年、農林水産業・農山村を取り巻く環境は大きく変化しており、人口減少や高齢化の進展、災害や感染症といったリスクの顕在化など様々な課題に直面する一方、デジタル技術の発展、田園回帰志向の高まりなど新たな潮流も生まれてきました。

県では、こうした環境の変化に的確に対応し、農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、このたび埼玉県農林水産業振興条例に規定する基本計画として「埼玉県農林水産業振興基本計画」を策定しました。

基本計画では、条例に掲げる基本理念にのっとり、農林漁業者の経営力向上、農林水産業の競争力・持続性の強化、農林水産業・農山村の多面的機能の発揮、そして農林水産物の安定供給を旨として、目指すべき将来像や取組の展開方向を示しています。

将来像の実現に向け、農林漁業者の育成・確保、農林水産物の生産・流通・販売体制の整備、農山村の振興などに加え、環境の変化を踏まえて新たに施策の柱として位置付けたイノベーションの促進や、災害等のリスクへの対応にも、意欲的に取り組んでまいります。

また、施策の推進に当たっては、農林漁業者をはじめ関係団体、市町村、他産業の事業者、そして幅広い県民の皆様と連携し、ワンチームとなって農林水産業・農山村の振興に取り組んでまいります。

結びに、基本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただいた各界各層の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和3年8月

埼玉県知事 大野 元裕

■序章 はじめに 1

1 基本計画策定のねらい	2
2 策定の根拠	2
3 目標年度	2
4 基本計画の構成	3

■第Ⅰ章 埼玉農林水産業・農山村の姿 5

1 農林水産物の供給・消費	6
(1) 農林水産業を取り巻く市場	6
(2) 地産地消	6
(3) 農林水産業の関連産業との連携	7
(4) 食品の安全確保と消費者の信頼確保	8
2 農業	9
(1) 農産物の生産	9
(2) 担い手	11
(3) 農地	14
3 林業	17
(1) 森林	17
(2) 林業構造	20
(3) 木材・特用林産物の生産	21
4 水産業	23
(1) 養殖業	23
(2) 河川漁業	23
5 農山村	24
(1) 農山村の人口・地域資源	24
(2) 多面的機能の発揮	24
(3) 鳥獣害対策	26

第Ⅱ章 農林水産業・農山村を巡る潮流 27

1 人口減少と高齢化	28
2 デジタル技術の発展と農林水産分野での活用	29
3 田園回帰志向の高まり	30
4 SDGs への関心の高まり	31
5 経済の国際化の進展	32
6 海外からの食料供給に係る懸念	33
7 木材需要の拡大と人工林の伐期の到来	34
8 農林水産業を脅かすリスクの顕在化	35

第Ⅲ章 本計画が目指す将来像 37

1 農林漁業者の経営能力を生かした競争力の高い農林水産業の実現 38	38
(1) 農業者 38	38
(2) 林業者 38	38
(3) 漁業者 38	38
2 地域の特性に応じた、収益性が高く安定的な農林漁業経営に立脚する、 持続性の高い農林水産業の実現 39	39
(1) 農地、森林その他生産基盤 39	39
(2) イノベーション 39	39
(3) リスクへの対応 39	39
3 多面的機能が適切かつ十分に発揮される農林水産業及び農山村の実現 40	40
(1) 農山村の活性化 40	40
(2) 多面的機能の発揮 40	40
4 需要に対応し、消費者に信頼される良質かつ安全な農林水産物を 安定供給できる農林水産業の実現 41	41
(1) 農産物の供給 41	41
(2) 林産物の供給 41	41
(3) 水産物の供給 41	41

第Ⅳ章 取組の展開方向 43

1 多様な担い手の育成及び確保 44	44
(1) 農林漁業者の経営発展 45	45
(2) 新規就業の促進 47	47
(3) 多様な担い手の育成 49	49
2 優良農地の確保及び有効利用 51	51
(1) 優良農地の確保 51	51
(2) 農地の有効利用 52	52
3 生産基盤の整備 54	54
(1) 農業生産の基盤の整備 54	54
(2) 林業生産の基盤の整備 56	56
4 農林水産物の安定供給 57	57
(1) 生産、流通、販売等の体制の整備 57	57
ア 農業の分野ごとの施策 58	58
イ 林業における施策 66	66
ウ 水産業における施策 69	69
エ 農林水産物の流通の合理化・効率化 70	70
オ 農林水産物の需要拡大 71	71
カ 多様な事業者との連携 76	76

(2) 地産地消の促進	77
(3) 消費者の信頼確保	79
5 イノベーションの促進	81
(1) 先端的な情報通信技術等を活用したスマート農林水産業の推進	81
(2) 試験研究の推進	82
6 災害等のリスクへの対応	83
(1) 災害対策の推進	83
(2) 鳥獣及び特定外来生物による被害の防止	85
(3) 伝染性疾病及び病害虫の発生の予防及びまん延の防止	86
7 農林水産業を核とした活力ある地域づくり	87
(1) 農山村の振興	87
ア 農山村における生活環境の整備	87
イ 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保	89
ウ 農業・農山村の多面的機能の発揮	91
エ 森林の公益的機能の発揮	92
オ 水辺づくり	95
(2) 県民の農林水産業及び農山村に対する理解の促進	96
ア 都市と農山村との地域間交流の促進	96
イ 農林水産業に関する情報提供の推進及び学習機会の増大	98
ウ 県民参加の森づくりの推進	101
(3) 都市農業の振興	102

第V章 計画の推進に当たって 105

1 県民参加の取組の必要性和役割分担	106
(1) 県の役割	106
(2) 市町村の役割	106
(3) 農林漁業団体の役割	107
(4) 農林漁業者の役割	107
(5) 農林水産業・農山村に関わる産業の事業者・団体の役割	107
(6) 県民の役割	108
2 計画の実効性の確保	108

参考資料	109
1 策定の経緯	110
2 用語集	113
3 出典	119

序 章

はじめに



1 基本計画策定のねらい

農林水産業・農山村は、消費者に信頼される良質な食料や木材などの供給に加え、県土の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承、保健休養・やすらぎ等の多面的機能を通じて、県民の豊かな暮らしに寄与しています。また、食品産業、観光業等とも結び付き、地域経済に活力をもたらすなど重要な役割を担っています。

現在、農林水産業・農山村を取り巻く環境は、人口減少、デジタル技術の発展、経済の国際化、災害等のリスクの顕在化など、めまぐるしく変化しており、様々な課題に直面する一方、生かすべき機会も生まれています。

こうした中、平成29年に埼玉県農林水産業振興条例(平成29年埼玉県条例第14号。以下「条例」という。)が制定され、以下の基本理念に基づき、農林水産業の振興に取り組んでいます。

- ① 農林漁業者の優れた経営能力を生かし、農林水産業の産業としての競争力を強化すること。
- ② 地域の特性に応じて、収益性の高い、安定的な農林漁業経営を確立し、将来にわたり農林水産業を持続的に営むことができるようにすること。
- ③ 農林水産業及び農山村の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮することができるようにすること。
- ④ 消費者の需要に応じ、消費者に信頼される良質かつ安全な農林水産物を安定的に供給することができるようにすること。

本計画は、農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上記の基本理念にのっとり、本県の農林水産業・農山村の将来像を示し、これを実現するための取組の展開方向、取組の進捗を測るための指標等を明らかにするために定めるものです。

2 策定の根拠

条例第7条第1項に規定する基本計画として策定します。

3 目標年度

目標年度は令和7年度とします。

4 基本計画の構成

[第Ⅰ章] 埼玉農林水産業・農山村の姿

本県の農林水産業・農山村の現状を、農林水産物の供給・消費、農業、林業、水産業及び農山村という5つの切り口から示しています。

[第Ⅱ章] 農林水産業・農山村を巡る潮流

農林水産業・農山村を巡る8つの潮流をとらえ、課題を整理しています。

[第Ⅲ章] 本計画が目指す将来像

基本計画が目指す将来像を、条例に規定する4つの基本理念に即して示しています。

[第Ⅳ章] 取組の展開方向

第Ⅲ章で示した将来像の実現に向けた施策を、7つの大柱で整理しています。各大柱は、小柱と目指す方向により構成されています。

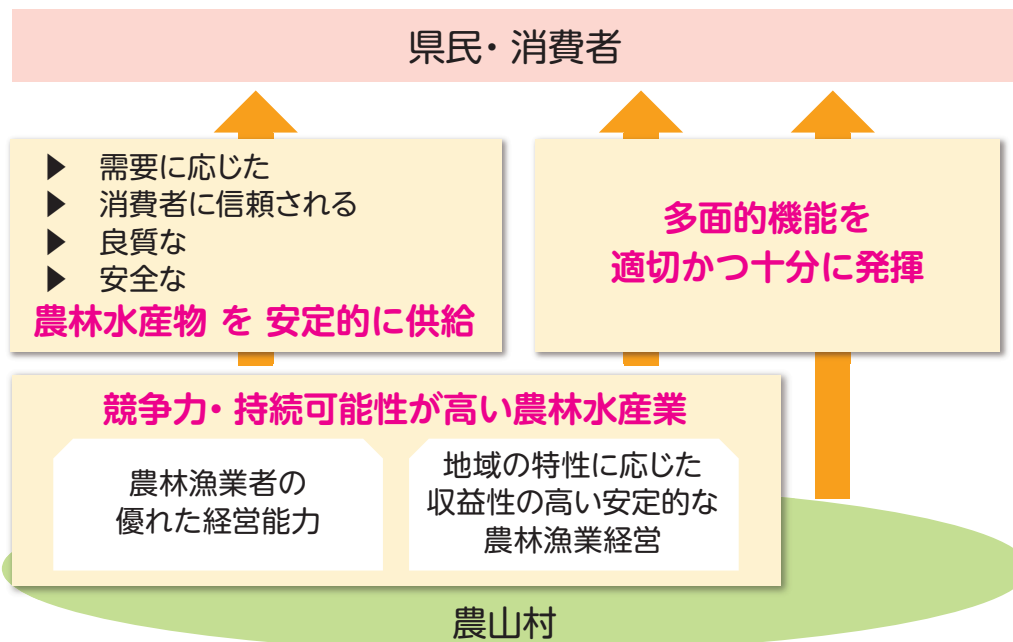
[第Ⅴ章] 計画の推進に当たって

基本計画の推進に当たって、県、市町村、農林漁業団体、農林漁業者、関連産業の事業者・団体、県民それぞれの役割と、基本計画の実効性の確保に係る方針を示しています。

策定のねらい

【農林水産業の振興に係る基本理念（条例第3条）】

- ① **農林漁業者**の優れた**経営能力**を生かし、農林水産業の**産業としての競争力**を強化すること。
- ② **地域の特性**に応じて、**収益性の高い**、**安定的**な農林漁業経営を確立し、将来にわたり農林水産業を**持続的**に営むことができるようにすること。
- ③ 農林水産業及び農山村の有する**多面的機能**を適切かつ十分に発揮することができるようにすること。
- ④ 消費者の**需要**に応じ、消費者に**信頼**される**良質**かつ**安全**な農林水産物を**安定的に供給**することができるようにすること。



“みんな”に喜ばれ、“もうかる” 農林水産業・農山村を目指します。

- ・ 農林水産業・農山村は、農林水産物の供給や多面的機能の発揮を通じて、消費者や県民一般に貢献できます。これを、「みんな」に喜ばれ」と表現しました。
- ・ さらに、「みんな」に喜ばれ」る農林水産業・農山村を実現するには、農林漁業者が経営を続けられるよう、「もうかる」ことが重要です。
- ・ 農林漁業者が「もうかる」ことと相まって、良質・安全な農林水産物の供給など、「みんな」に喜ばれ」る様々な価値の増進が図られます。

第 I 章

埼玉農林水産業・農山村の姿



1 農林水産物の供給・消費

(1) 農林水産業を取り巻く市場

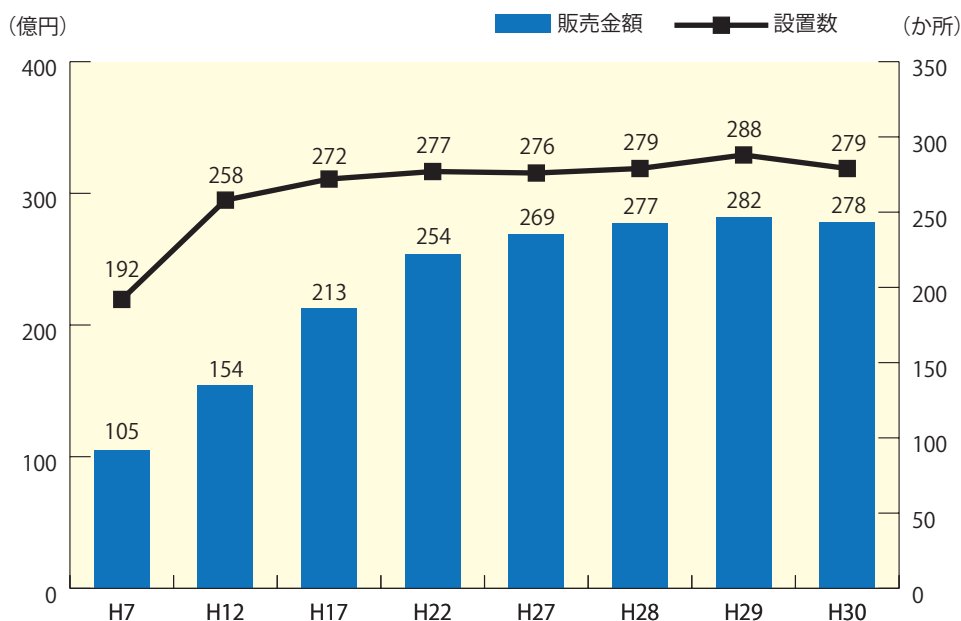
本県の農林水産業を取り巻く環境の大きな特徴は、生産現場の近隣に大消費地があることです。本県の人口は全国第5位の735万人（令和元年10月）^{*1}であり、本県を含む首都圏の人口は、日本の人口の35.1%を占める4,428万人（令和元年10月）^{*2}です。このような立地条件が本県の農林水産業の「地の利」であり、また、大消費地の需要をいかに取り込むかが、農林水産業の振興における課題となっています。

(2) 地産地消

県内の多くの消費者の需要を地産地消により取り込むため、県産農産物については、「近いがうまい埼玉産」をキャッチフレーズに、様々な取組が行われています。

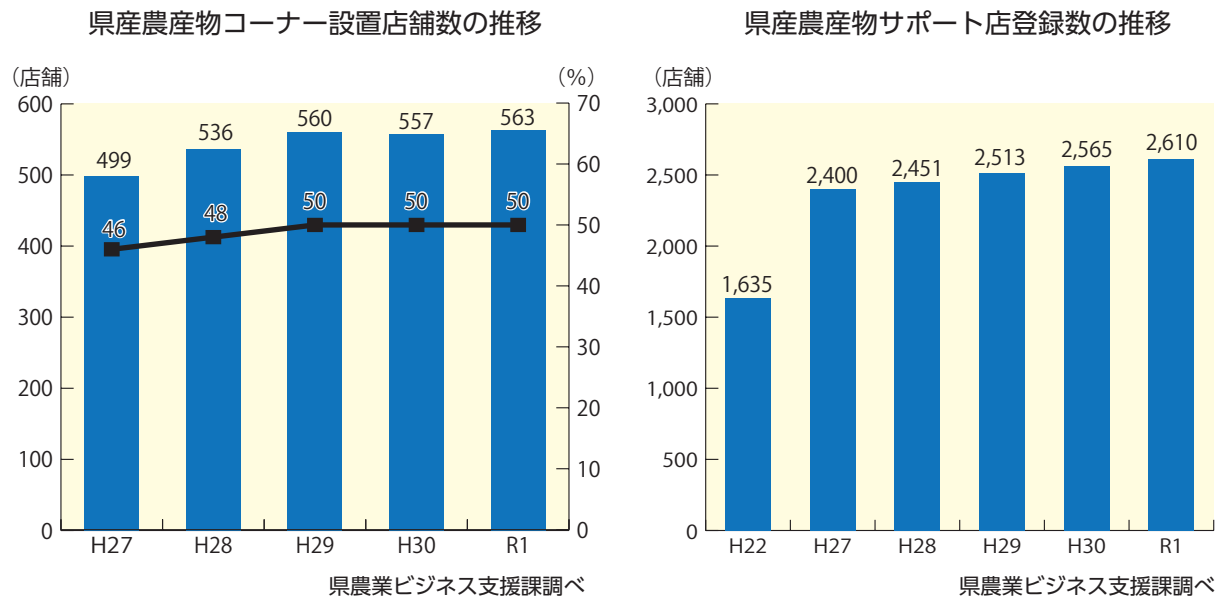
県内には、有人の農産物直売所が279か所^{*3}設置されており、その販売金額は278億円^{*4}で本県の農業産出額の15.8%に相当します（平成30年度）。直売所の設置数及び販売金額は、直売所が新設される一方で、消費者ニーズに対応した幅広い商品が提供できるよう直売所の大型化に向けた統廃合が進んでいることなどに伴い、近年ほぼ横ばいで推移しています。

農産物直売所の設置数及び販売金額の推移



県農業ビジネス支援課調べ

また、量販店等への県産農産物コーナーの設置、県産農産物を積極的に取り扱う県産農産物サポート店の登録等を推進しており、県産農産物コーナーは563店舗（令和元年度）^{*5}に設置され、県産農産物サポート店は2,610店舗（令和元年度）^{*6}が登録されています。



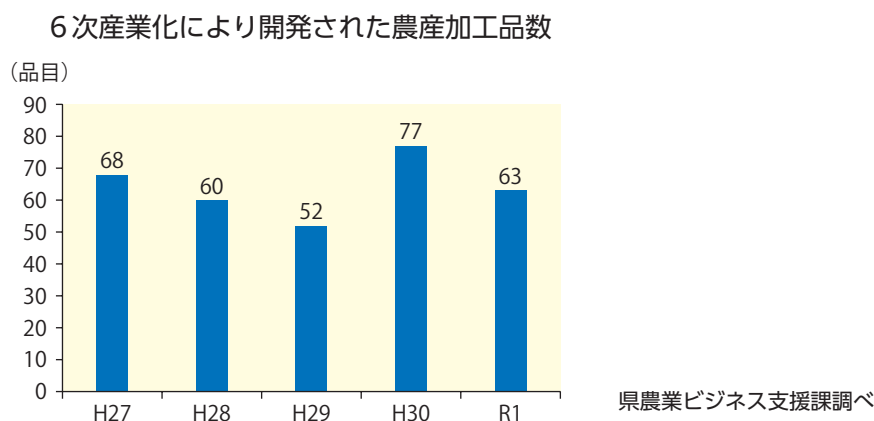
県産木材については、県及び県内全ての市町村で木材利用方針が策定され、公共施設での木造化・木質化が進められています。また、民間において、県産木材を60%以上使用した住宅戸数は、平成26年度から令和元年度までの6年間で1,187戸^{*7}増加しています。

(3) 農林水産業の関連産業との連携

本県の食料品製造業出荷額は、全国第2位の1兆9,021億円（平成30年）^{*8}であり、本県は全国有数の「食品産業立地県」です。

この強みを生かし、本県では、食品産業等の実需者と契約栽培取引を行い、品目、品種や規格に係る実需者ニーズに対応した生産を行う産地づくりに取り組んでいます。このような産地は、平成28年度から令和元年度の4年間で、33地区^{*9}育成されています。

また、農産物の加工等を行うことで高付加価値化につなげる観点から、農商工連携や食品産業と連携した6次産業化にも取り組んでおり、6次産業化については毎年50品目以上^{*10}の農産加工品が開発されています。

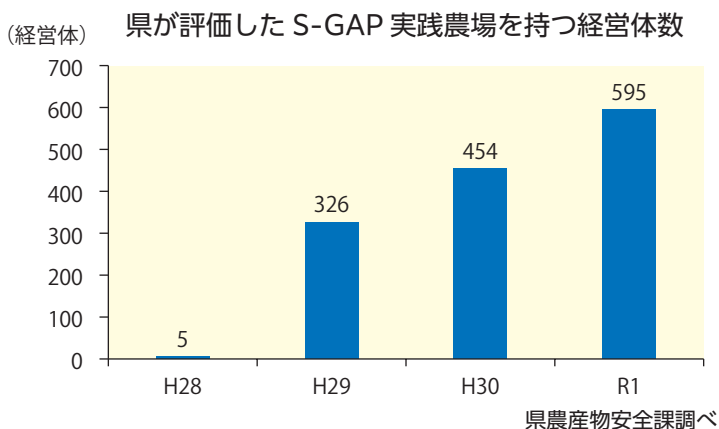


(4) 食品の安全確保と消費者の信頼確保

消費者が安全な食品を安心して消費できるようにするためには、生産・流通段階における食品の安全確保や、適切な食品表示と情報提供を通じた消費者の信頼確保が重要です。

本県では、農産物の安全性をより高めるため、耕種農業においては、生産・流通段階での安全性のチェックや農業生産工程管理（GAP）の取組を推進しています。平成26年度に県が新たに策定したS-GAPの取組を進める農場評価制度により、令和元年度までに595農場^{*11}を「S-GAP実践農場」として評価しました。

畜産においては、彩の国畜産物生産ガイドラインを作成し、動物用医薬品の適正使用など適切な飼養衛生管理を推進しています。



また、食品表示法に基づく食品表示の適正化を図るため、食品表示調査員による店頭調査を毎年2,000件^{*12}程度行っており、令和元年度においては、適正な表示をしていた店舗の割合は99.2%^{*13}となっています。

適正表示率の推移

年度	H28	H29	H30	R1
調査件数 (件)	2,089	1,986	2,028	2,172
適正表示率 (%)	99.2	99.4	99.6	99.2

(注) 食品表示調査員から提供された情報のうち適正な表示をしていた店舗の割合

県農産物安全課調べ

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響を確認するため、県産農林水産物に対する放射性物質の分析調査を行うとともに、その結果を公表することにより、風評被害の防止を図っています。令和元年度には51品目、124検体の農林水産物を調査したところ、全てが基準値を下回っています^{*14}。

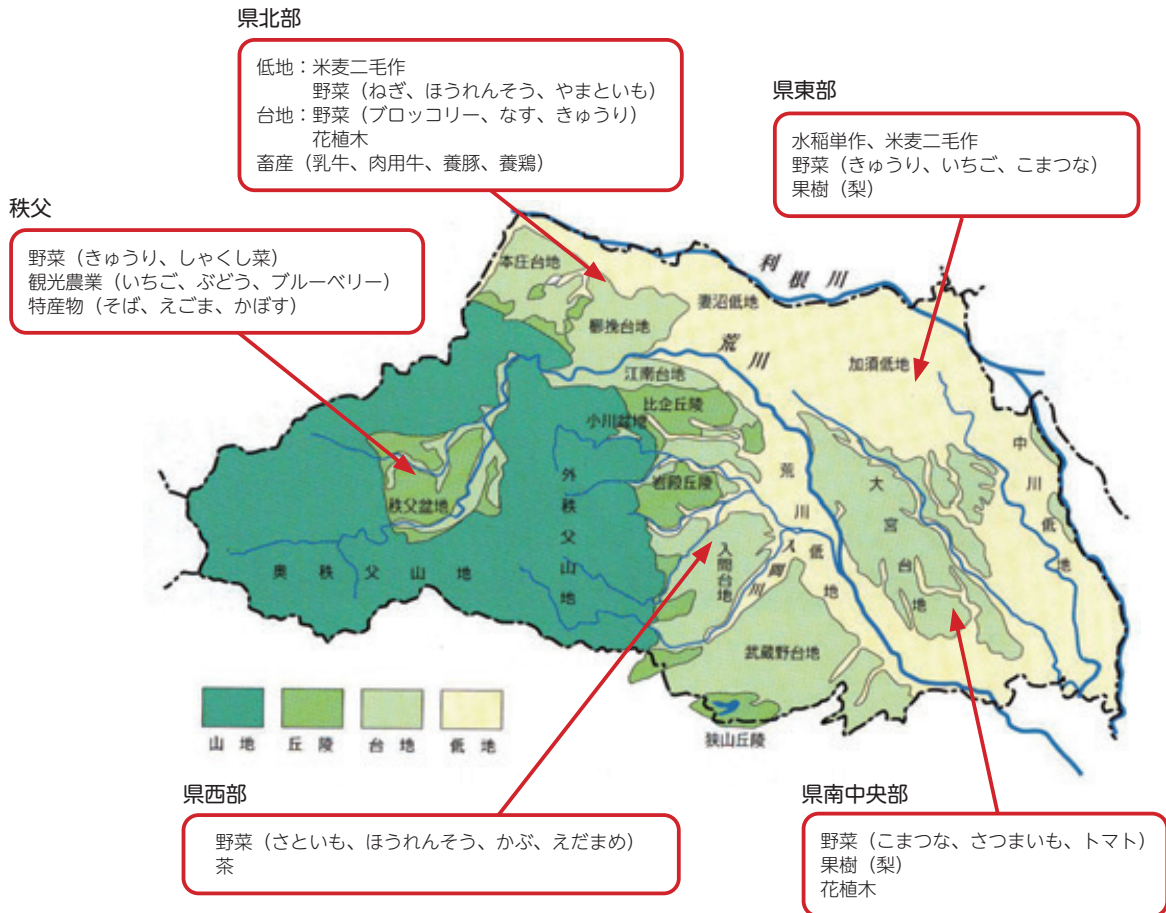
近くに大消費地があり、また、「食品産業立地県」であるという「地の利」を生かし、地産地消や食品産業との連携による需要の取り込みや高付加価値化を展開してきており、これを一層推進していく必要があります。

また、近年普及を始めたS-GAPについては、徐々に取組が広がっていますが、更なる拡大が課題となっています。食品表示の適正化を図る取組の継続等と合わせて、引き続き、県産農林水産物の安全性への信頼確保を図っていくことが重要です。

2 農業

(1) 農産物の生産

本県では冬期の日照時間が長く、温暖な気候条件を生かすとともに、秩父などの山間地から中央部の丘陵地、東部や南部の低地まで変化に富んだ地勢に合った特色ある地域農業が展開され、野菜、米、畜産、花き、果樹、茶など多彩な農産物が生産されています。



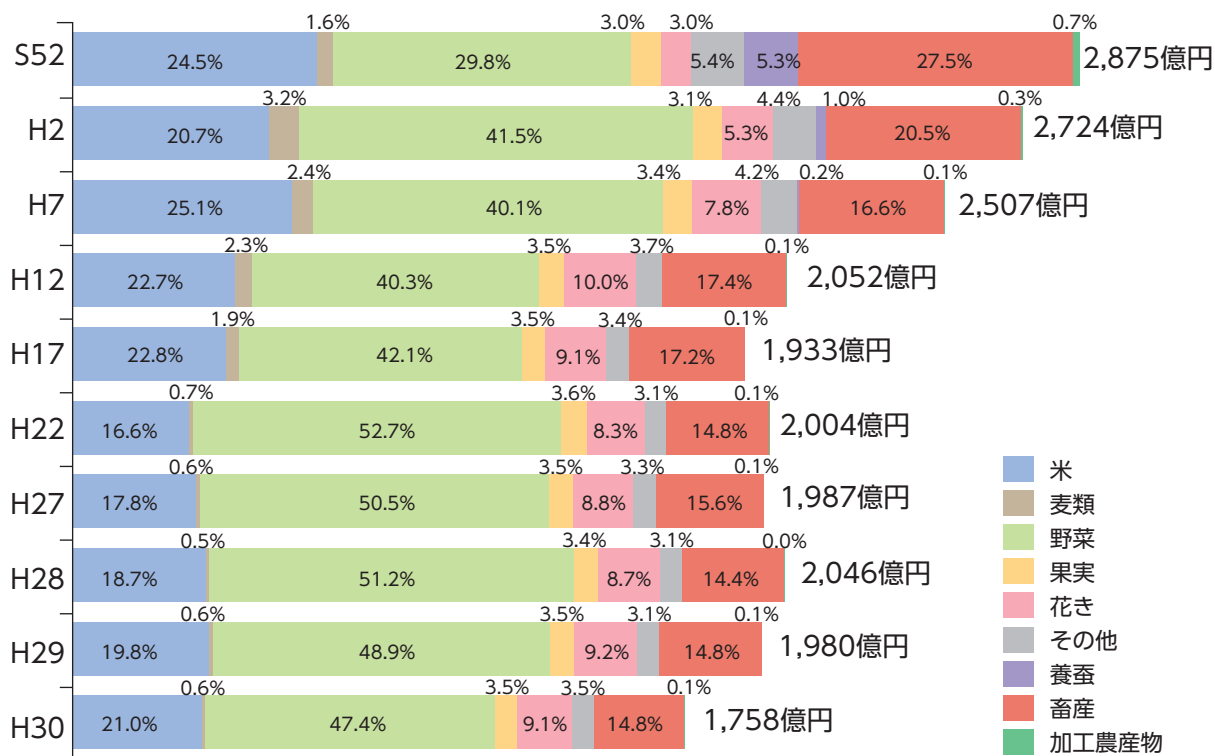
本県の農業産出額（※）は、昭和52年の2,875億円^{*15}をピークとして、平成12年から平成29年までは2,000億円前後で推移^{*16}し、平成30年は1,758億円で全国第20位^{*17}となっています。直近における減少の要因としては、産出額に占める割合の大きい野菜の価格低下等の影響が挙げられます。

農業産出額の内訳は、野菜が47.4%、米が21.0%、畜産が14.8%、花きが9.1%^{*18}を占め、全国平均と比較すると野菜が占める割合の高さが顕著です（全国の野菜の割合は25.6%^{*19}）。

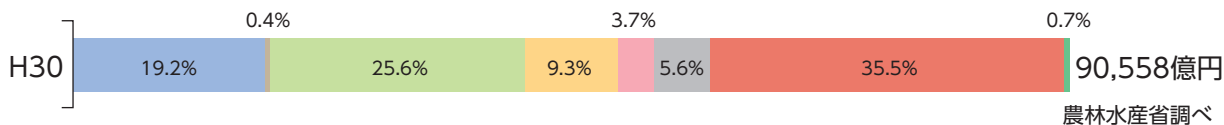
※品目ごとの生産量に、品目ごとの農家庭先販売価格（農業経営体が出荷した時点の消費税を含む価格。市場手数料等の諸経費を含まない。）を乗じて求めたもの。

第 I 章 埼玉農林水産業・農山村の姿

本県の農業産出額の推移



全国の農業産出額



本県の主力である野菜は、さといも、ねぎ、ほうれんそう、こまつななど多くの品目において全国トップクラスの産出額を誇っており、野菜全体の産出額は833億円で、全国第9位となっています（平成30年）^{*20}。

また、パンジー、洋ラン等の花き生産も盛んで、その産出額は160億円で全国第4位となっているほか、小麦、茶等も全国有数の地位にあります（平成30年）^{*21}。

一方、米や畜産も野菜と並ぶ本県農業の基幹部門であり、県で育成した米の品種や、付加価値の高い特色あるブランド畜産物の生産が行われています。産出額は、米が370億円、畜産が261億円となっています（平成30年）^{*22}。

本県の主な部門別産出額（平成30年）

品目	総額	米	野菜	果実	花き	畜産
産出額	1,758億円	370億円	833億円	61億円	160億円	261億円

農林水産省調べ

本県の品目別産出額の全国順位（平成30年）

	さといも	ねぎ	ほうれんそう	こまつな	かぶ	ブロッコリー	きゅうり	えだまめ	パンジー	洋ラン(切り花)	チューリップ	洋ラン(鉢)	ゆり	小麦
1位	埼玉	千葉	千葉	茨城	千葉	北海道	宮崎	群馬	埼玉	徳島	新潟	愛知	新潟	北海道
2位	千葉	埼玉	埼玉	埼玉	埼玉	香川	群馬	千葉	神奈川	埼玉	埼玉	福岡	高知	福岡
3位	愛媛	茨城	群馬	福岡	青森	埼玉	福島	山形	千葉	千葉	富山	埼玉	埼玉	佐賀
4位	宮崎	北海道	茨城	東京	京都	長野	埼玉	埼玉	静岡	福岡	福岡	千葉	北海道	埼玉
5位	鹿児島	大分	岐阜	群馬	滋賀	愛知	千葉	新潟	三重	栃木	北海道	山梨	鹿児島	愛知

農林水産省調べ

近年、農業者の高齢化や一戸当たりの経営規模の拡大が進む中（本章の2（2）・（3）も参照）、先端技術により生産現場の課題解決を図るスマート農業など、技術的なイノベーションにつながる取組が進んでいます。具体的には、施設園芸における統合環境制御装置、土地利用型農業における農薬ドローン、畜産における哺乳ロボットなどが導入されてきています。

本県農業においては、災害等のリスクも顕在化してきています。

自然災害については、令和元年東日本台風（台風第19号）により県内で約160haの農作物に被害^{*23}が出るなど、農作物、農業用施設、農業基盤等を脅かしています。

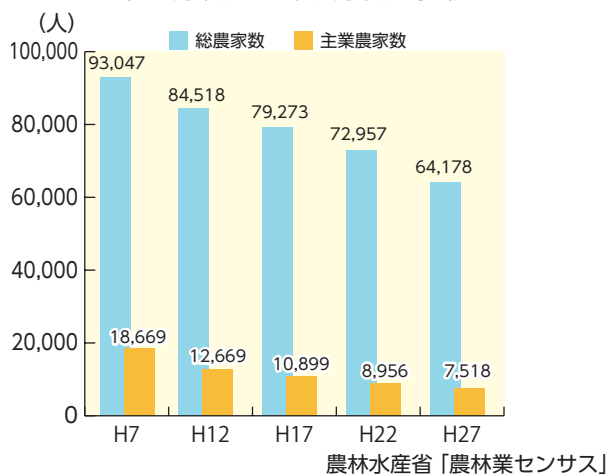
また、令和元年には、本県で36年ぶりに豚熱（CSF）が発生し、5市町の5農場で約7,600頭もの豚を殺処分^{*24}することになりました。

（2）担い手

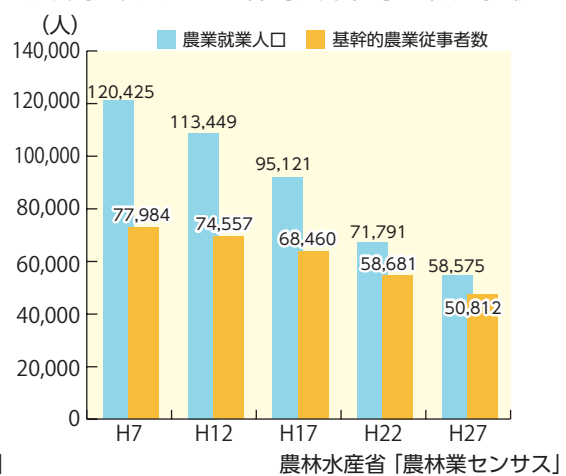
本県の総農家数は64,178戸^{*25}であり、このうち主業農家は7,518戸^{*26}です（平成27年）。また、農業就業人口は58,575人^{*27}で、このうち基幹的農業従事者は50,812人^{*28}です（平成27年）。いずれの数値も、長期的に減少が続いています。

基幹的農業従事者の年齢構成は、65歳以上の割合が66.5%（全国は64.6%）、39歳以下の割合は4.3%（全国は4.9%）^{*29}であり、高齢者の割合が大きい状況です（平成27年）。

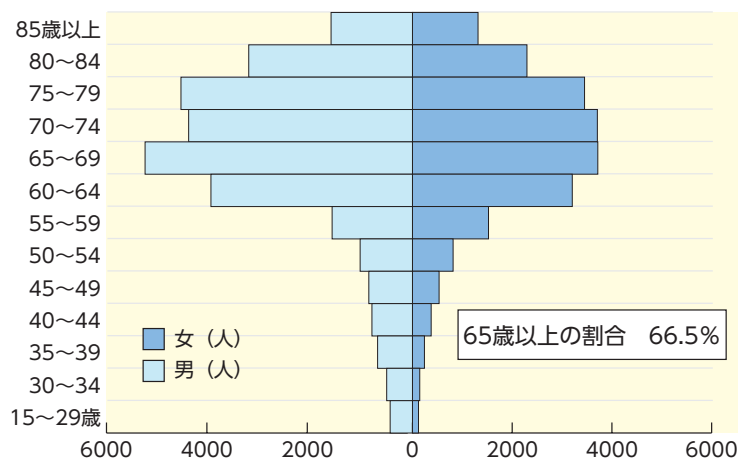
総農家数・主業農家数の推移



農業就業人口・基幹的農業従事者数の推移

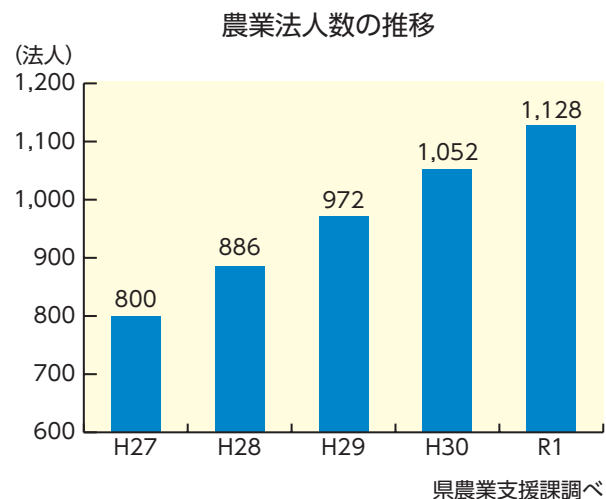
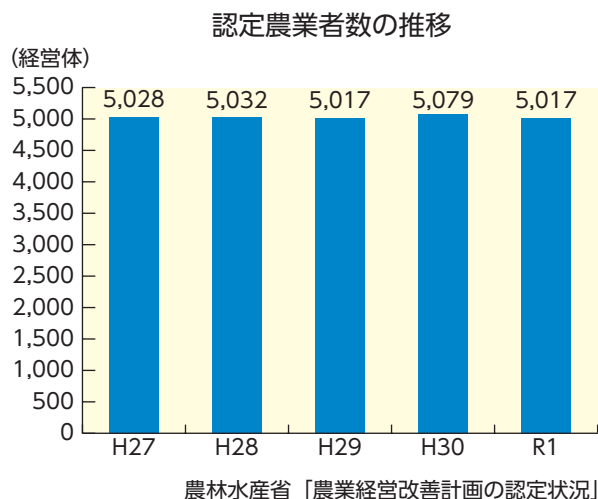


基幹的農業従事者の人口ピラミッド



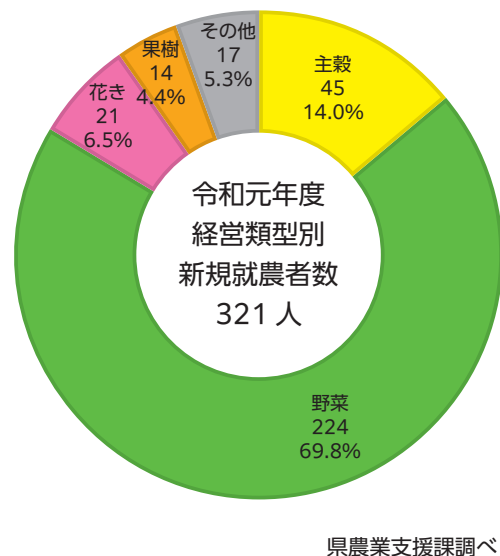
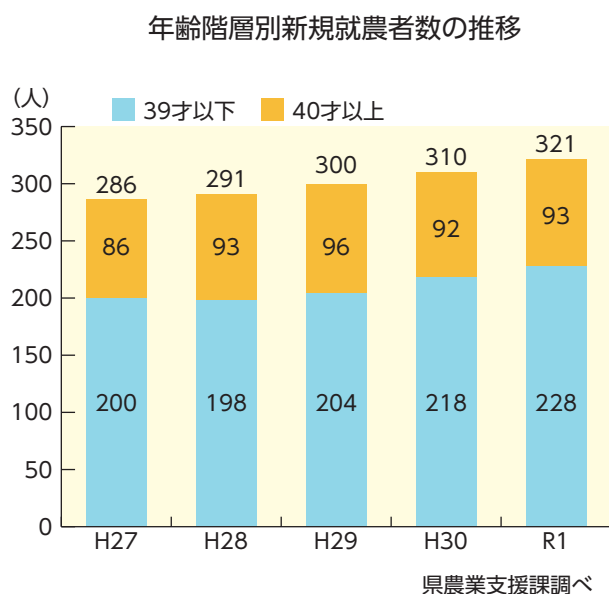
農業者が減少する中で、農業の競争力や持続性を確保するためには、効率的かつ安定的な農業経営が拡大することが重要です。このため、本県では認定農業者への支援や農業経営の法人化に取り組んでいます。

こうした取組の結果、地域農業の担い手である認定農業者は、5,017経営体^{*30}となっています（令和元年度）。また、農業法人は、令和元年度に1,128法人^{*31}となり、平成27年度から41.0%増加^{*32}しています。



また、農業を担う新たな人材を確保するため、本県では、就農相談窓口や休日就農相談会、就農希望地で実践的な就農研修を行う明日の農業担い手育成塾などの就農支援を行っています。

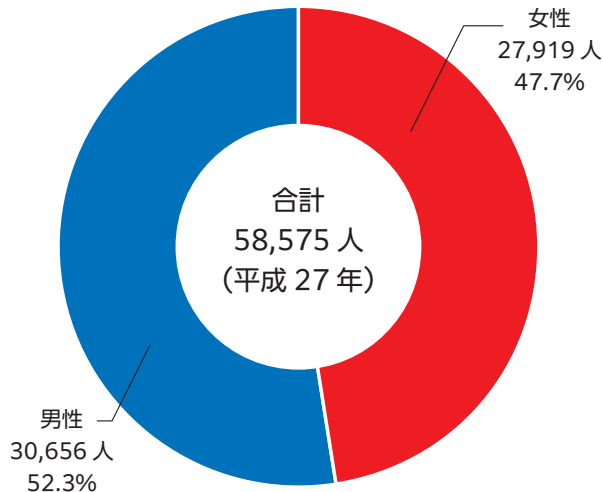
こうした取組の結果、新規就農者数は、平成29年度以降、毎年度300人を上回っており^{*33}、令和元年度は321人^{*34}となっています。新規就農者数の年齢構成は例年7割程度が39歳以下^{*35}となっており、経営類型別では野菜が約7割^{*36}となっています。



さらに、本県では、女性や企業など、農業現場を支える多様な人材や主体の活躍推進に取り組んでいます。

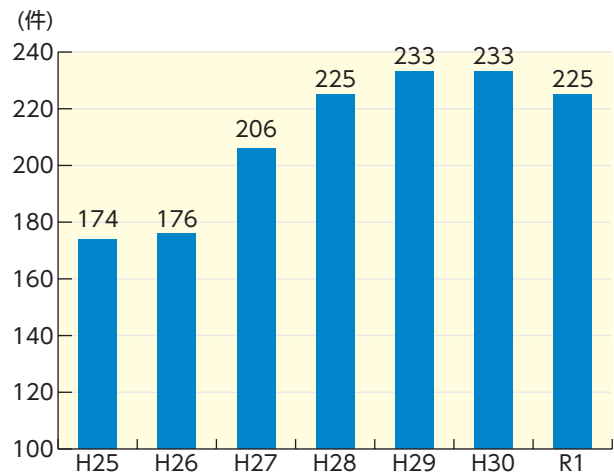
本県の農業就業人口に占める女性の割合は平成27年において47.7%（全国は48.1%）^{*37}です。また、女性農業者が起業した取組事例は225件となっています（令和元年度）^{*38}。

農業就業人口に占める女性の割合



農林水産省「2015 農林業センサス」

女性農業者の起業数の推移

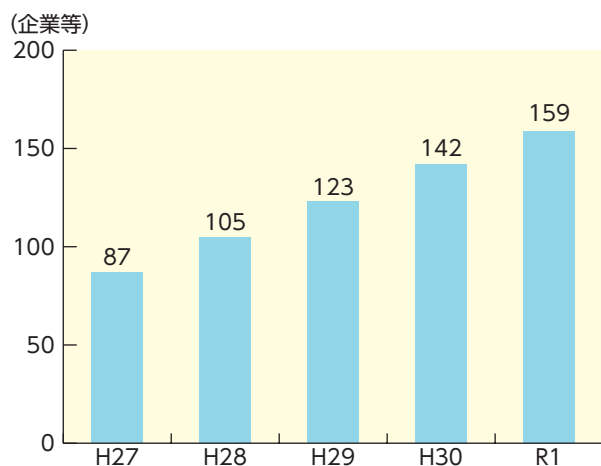


県農業ビジネス支援課・農業支援課調べ

本県に農業参入した株式会社、NPO法人等の数は、平成27年度の87から令和元年度には159まで増加^{*39}しています。

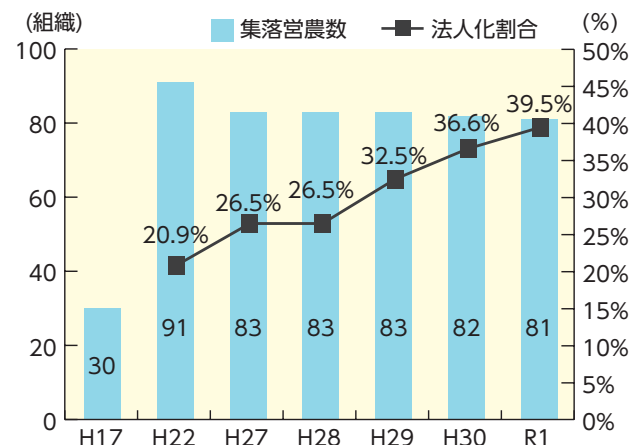
地域ぐるみで営農を行う集落営農は、高齢化などにより徐々に減少して令和元年度は81組織^{*40}となっていますが、このうち法人化している組織の割合は39.5%^{*41}と増えてきています。

農業参入した企業等数の推移



県農業支援課調べ

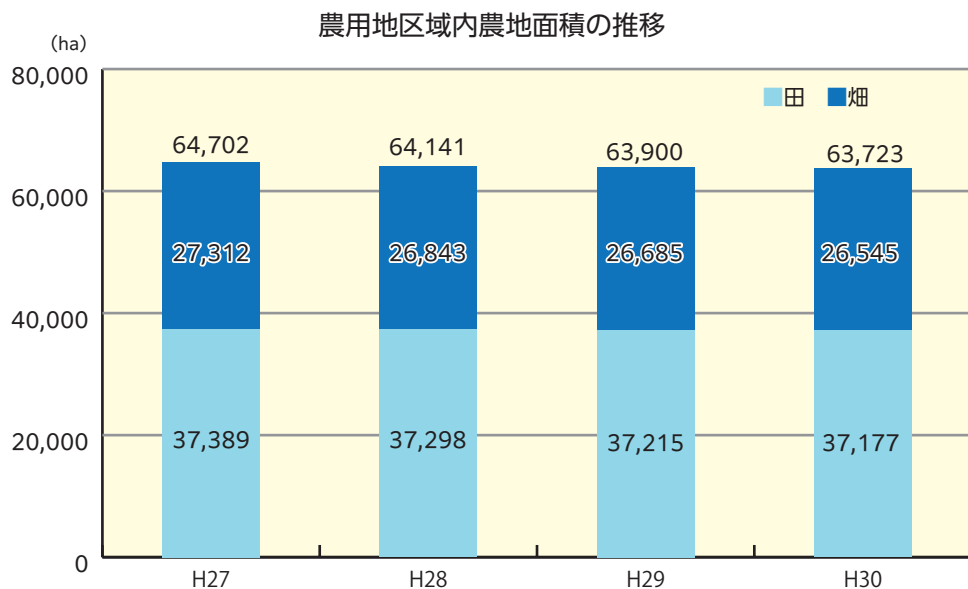
集落営農数の推移



農林水産省「集落営農実態調査」

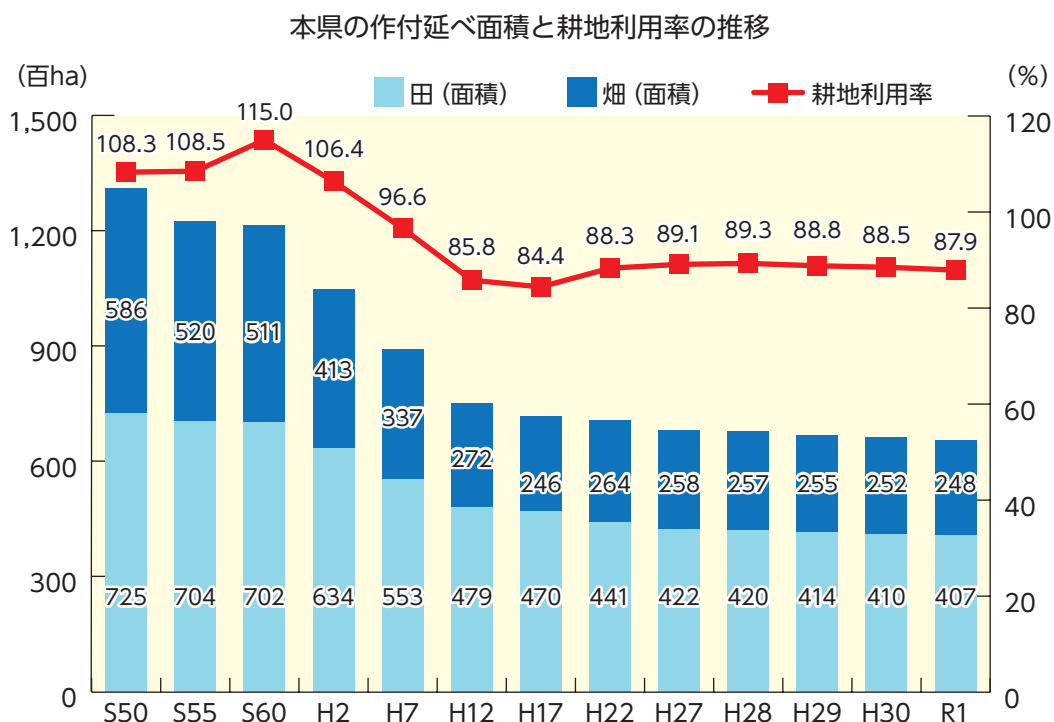
(3) 農地

本県の耕地面積は74,500ha（令和元年）^{*42}であり、県土面積の約2割を占めています。また、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域として位置付けている農業振興地域における農用区域内の農地面積は、63,723ha（平成30年）^{*43}となっています。いずれの数値も、農地転用等に伴い長期にわたり徐々に減少しています。



関東農政局「農業振興地域整備計画総覧」

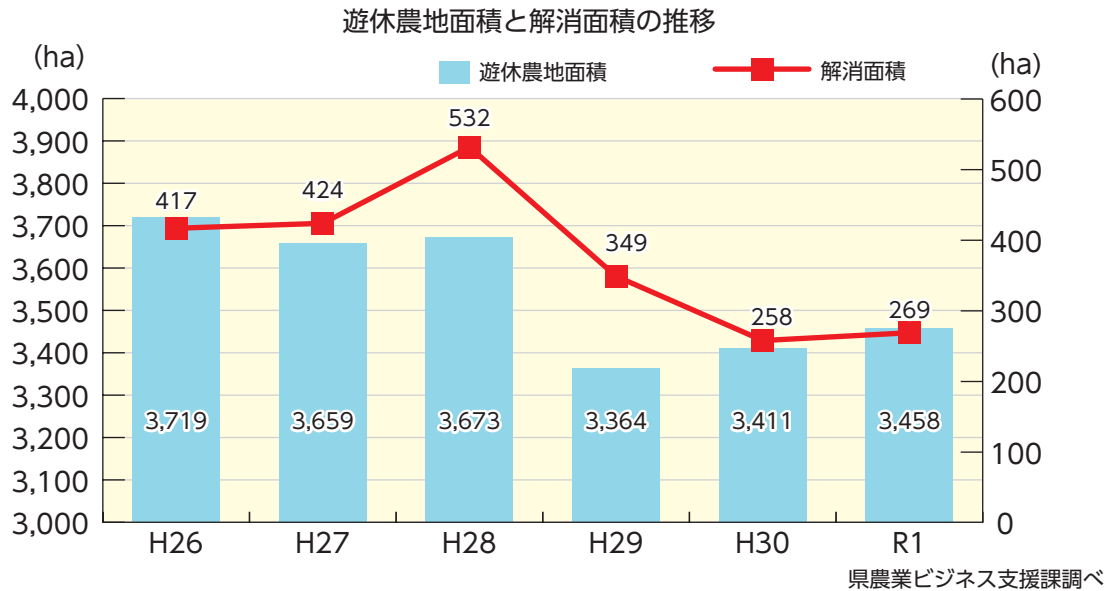
令和元年の作付延べ面積は65,500ha^{*44}で、近年の耕地利用率（耕地面積に対する作付延べ面積の割合）は90%をやや下回る水準^{*45}で推移しています。



農林水産省「耕地及び作付面積統計」

本県における耕作が行われていない遊休農地面積の解消については、担い手への農地集積等の取組により、近年はおおむね400ha前後の面積^{*46}で推移していますが、直近の令和元年は269ha^{*47}と減少しています。

一方、遊休農地面積全体については、新規発生が抑えられ、近年減少傾向にあり、平成26年の3,719haから令和元年の3,458haと、5年間で7.0%（261ha）減少しています^{*48}。

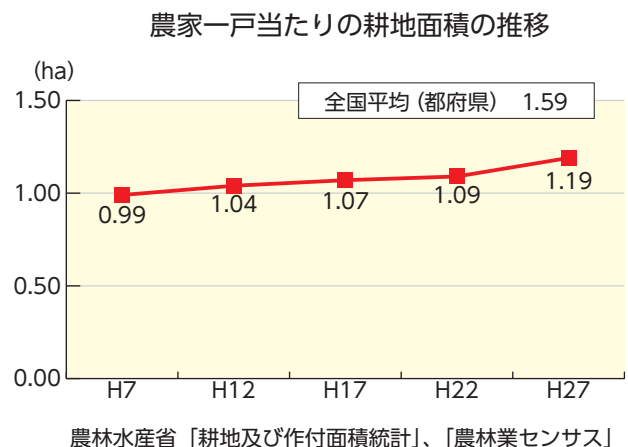
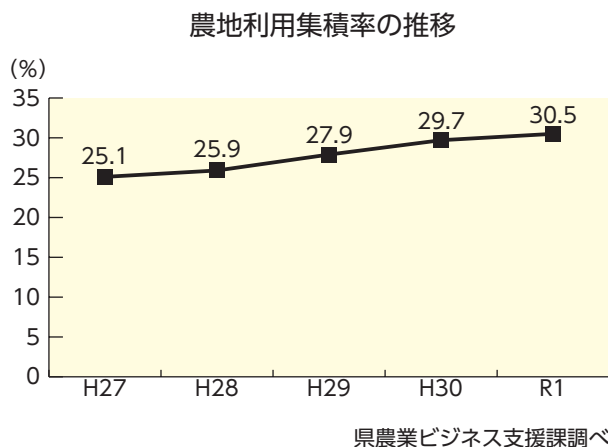


農地の有効利用を図るためには、担い手への農地の集積・集約化が重要です。このため、本県では、地域の中心となる担い手を明確にして農地集積の進め方を取りまとめた計画である人・農地プランの実質化に取り組むとともに、農地中間管理事業などを活用した集積・集約化を推進しています。

こうした取組の結果、担い手への農地集積率は平成27年度の25.1%から令和元年度には30.5%と高まっています^{*49}。

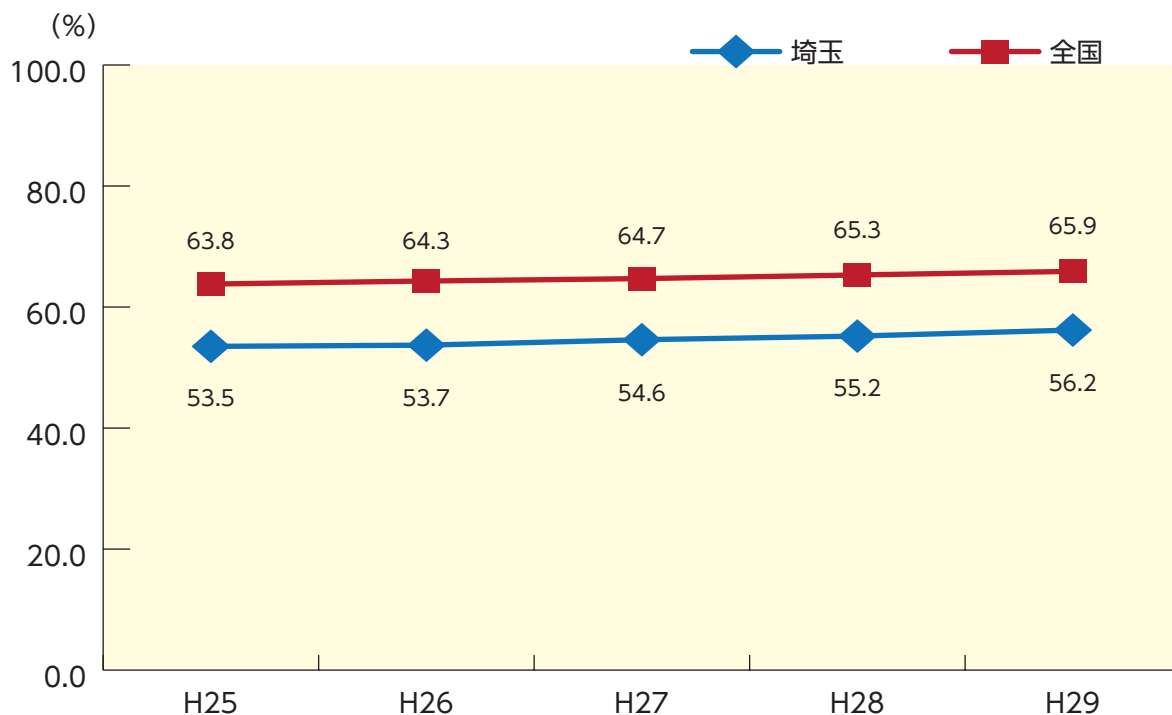
農家1戸当たりの耕地面積は拡大しており、平成27年には1.19haとなりましたが、都府県平均（1.59ha）を下回っています^{*50}。

そのような中でも、本県における5ha以上の経営規模の販売農家数は平成22年の692戸から平成27年には895戸と増加^{*51}し、経営の規模拡大は進んでいます。米麦等の土地利用型農業では、経営規模が50ha以上という大規模な農業経営体も活躍しています。



また、農業の生産性を向上する観点からは、農地の大区画化等を通じて生産コストの削減を進めることが重要です。本県における農用地区域内の農地のうち、30a以上の区画に整備されている水田の整備率は56.2%であり、全国平均の65.9%を下回っています（平成29年度）^{*52}。

水田整備率（30a 以上区画）の推移



県農村整備課調べ

本県の農業においては、全国有数の産出額となる野菜や花きなどを含め、多彩な農産物が生産されています。県全体の農業産出額は、野菜の価格低下等の影響から直近で減少しており、更なる生産振興が重要です。また、農業の生産振興に資するイノベーションの促進を図るとともに、災害等のリスクに対応するための備えを行うことも必要です。

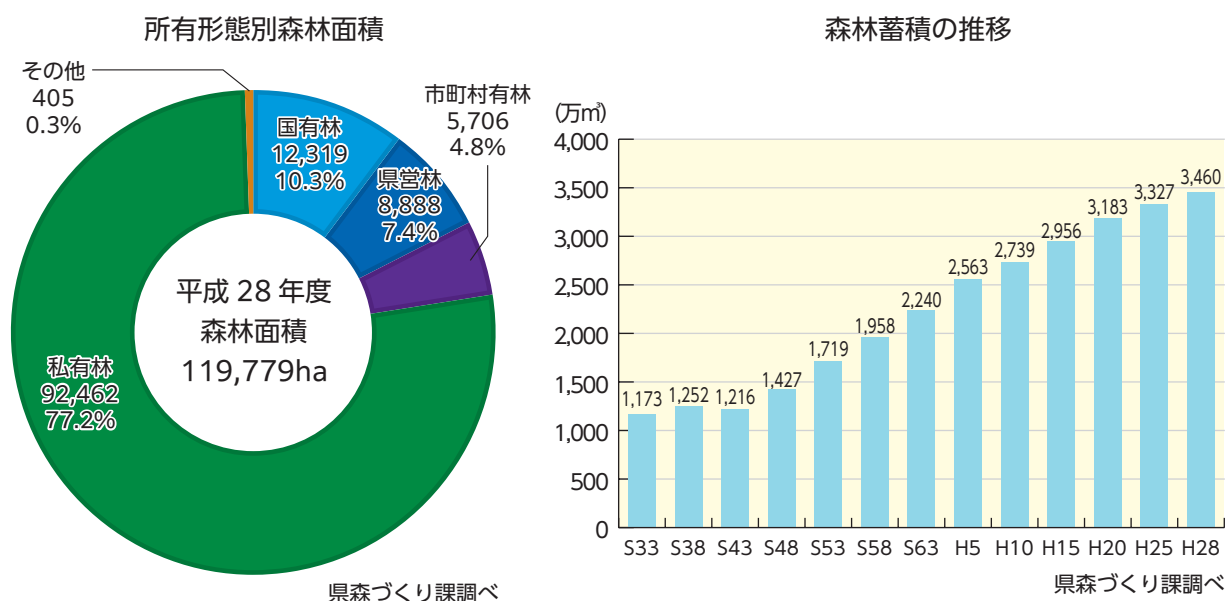
基幹的農業従事者については、長期的に減少や高齢化が進んでいます。このため、農業経営の法人化を更に進めるとともに、新規就農者の確保・育成や認定農業者の支援のほか、女性や企業等の多様な人材・主体の活躍を推進することが必要です。

農地については、全体の面積が長期的に減少を続ける中、農地を有効に利用するための遊休農地の解消・活用、担い手への集積・集約化、基盤整備等について取組が進展しており、これらを更に進める必要があります。

3 林業

(1) 森林

本県の森林面積は119,779ha（平成28年度）^{*53}で、県土面積の約3割を占めています。所有形態別に見ると、国有林が10.3%、民有林（県営林、市町村有林、私有林等）が89.7%となっています^{*54}。また、これらの森林に蓄えられた立木の材積（体積）は、戦後に植栽された人工林の成長に伴い長期的に増加してきており、平成28年度には3,460万^m³^{*55}となっています。



本県の民有林107,460haにおける人工林の割合は53.0%（全国は45.5%）^{*56}であり、その面積は56,964haです（平成28年度）^{*57}。これらの人工林の約8割が木材として利用可能な林齢に達している一方、木材価格の低迷などにより伐採される人工林が少なく、再造林される面積が少ない状況です。

森林の公益的機能を発揮する観点からも、森林資源の適切な管理・利用を行うことが重要です。本県では、社会貢献を目的に行う森林整備による二酸化炭素吸収量を適切に評価することにより、県民が森づくりに取り組む意識の醸成を図るため、埼玉県森林CO₂吸収量認証制度により企業や団体の森林整備活動による二酸化炭素吸収量を認証しており、令和元年には14件^{*58}の取組について認証を行いました。

埼玉県森林CO₂吸収量認証制度による認証件数と、認証したCO₂吸収量の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
認証件数 (件)	16	16	14	15	14
認証したCO ₂ 吸収量 (t-CO ₂ /年)	290.7	198.1	149.6	285.5	200.3

県森づくり課調べ

また、森林の40.1%に当たる48,034ha（令和元年度）^{*59}が、水源涵養^{かん}、土砂流出防備などの機能をより高度に発揮すべき森林として保安林に指定されています。

保安林の種類別面積（令和元年度末現在）

保安林の種類	面積 (ha)	割合 (%)
水源涵養 ^{かん}	38,085	79
土砂流出防備	9,387	20
土砂崩壊防備	347	1
防風	48	0
干害防備	967	2
防火	1	0
魚つき	35	0
保健	6,603	14
風致	2	0
合計	48,034	

県森づくり課調べ

注1 割合は全保安林面積に対するものであり、2種類以上の保安林指定があるため合計は100%を超える。

注2 合計欄は保安林区域の実面積

本県の森林は、地域ごとに様々な様相を見せています。

東京都や山梨県、長野県との県境に位置する県西部の奥地林には、シラビソ林やオオシラビソ林、コメツガ林など学術的に貴重な原生林が広がっています。

一方、奥地の人工林では、手入れの遅れ等により荒廃が危惧される森林が見受けられるため、水源涵養^{かん}機能などの森林の公益的機能を持続的に発揮できるよう、県や市町村などにより針葉樹と広葉樹が混じり合った針広混交林化が進められています。

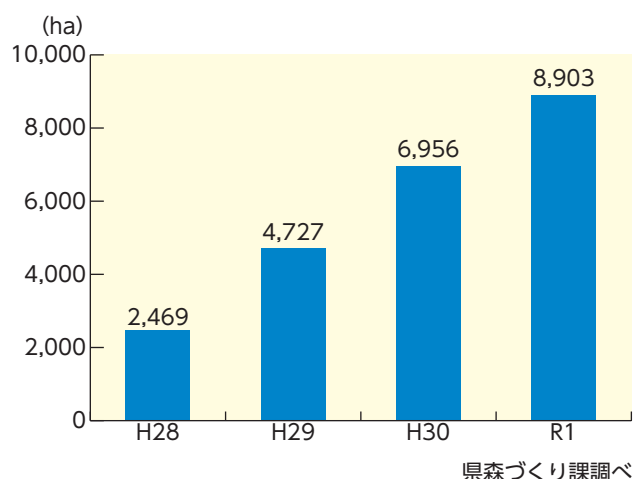
また、奥地の人工林では、シカによる植栽木・下層植生の食害やクマによる剥皮被害が増加し、林地の荒廃や枯損木の発生が見られます。シカによる被害は、県西部から北部にかけての山地・丘陵地の人工林にも拡大しています。

里山地域の森林や、コナラ、クヌギなど武蔵野の雑木林として親しまれてきた平地林は、かつては薪炭^{たい}や堆肥の原料供給の場として利用され、手入れが行き届いていました。しかし、現在はこれらの利用が少なくなり、竹林の拡大やササの繁茂が見られるなど手入れの行き届かないものや、他用途へ転用されるものも多くなっています。

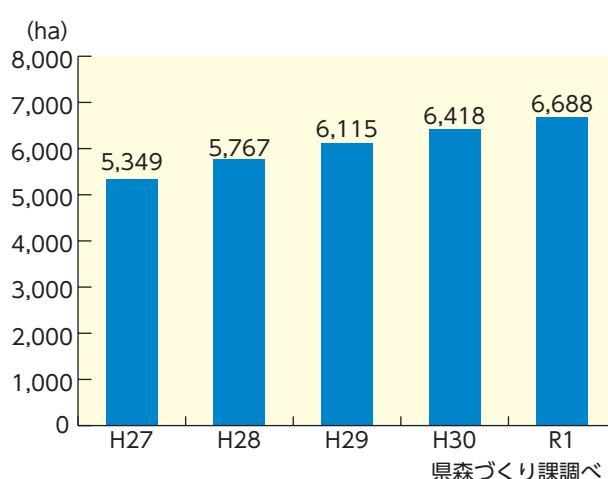
こうした中、本県の森林を育て健全に維持していくため、間伐を中心とした森林整備を、平成28年度から令和元年度までの4年間で8,903ha^{*60}実施しています。間伐については、保育としての切り捨て間伐に加え、木材として利用できるものは搬出間伐が行われており、木材生産の一翼を担っています。

また、飛散するスギ花粉を減らすため、間伐、枝打ち、少花粉品種の植栽等の発生源対策を行ったスギ林は平成27年度に5,349haであったものが、令和元年度には6,688haに増加しました^{*61}。

森林整備面積の推移



花粉発生源対策を行ったスギ林面積の推移



森林整備等の推進は、全国的にも重要な課題となっており、令和元年度から、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境譲与税（※）の市町村及び都道府県への配分が始まりました。

本県においても、市町村に対して3億5,789万円、県に対して8,949万円が配分されており、森林所有者に対する森林整備の意向調査、森林の整備、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進等の取組に係る財源として活用されています（令和元年度）。

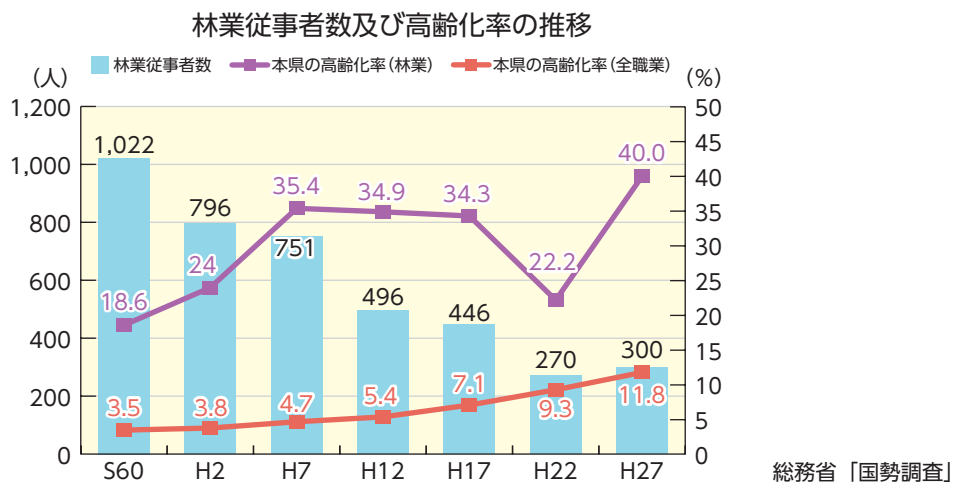
本県に配分される森林環境譲与税を、本県における森林整備等に有効に活用するため、山側の市町村と都市部の市町との結び付きの強化等を一層進めていくことが重要です。

※森林環境譲与税は、財源となる森林環境税の課税開始に先立って譲与が始まっています。国全体の譲与額については、令和元年度は200億円、令和2～3年度は400億円、令和4～5年度は500億円、森林環境税の課税が始まる令和6年度以降は約600億円とされています。

(2) 林業構造

本県の林業従事者は、昭和60年には1,022人でしたが、平成22年には270人まで減少^{*62}しました。その後、緑の雇用制度の活用や技能研修への支援等の実施により人材の育成を行った結果、平成27年は300人^{*63}まで回復しています。

また、私有林の所有形態は、1 ha以上を所有する林家の78.0%の所有面積が5 ha未満（平成27年）^{*64}であるなど、小規模となっています。

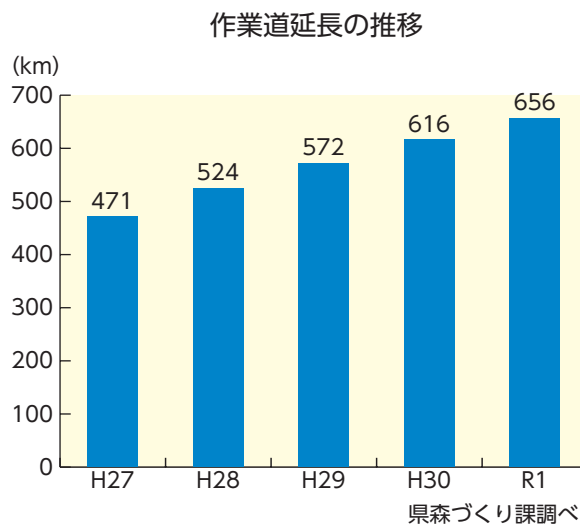
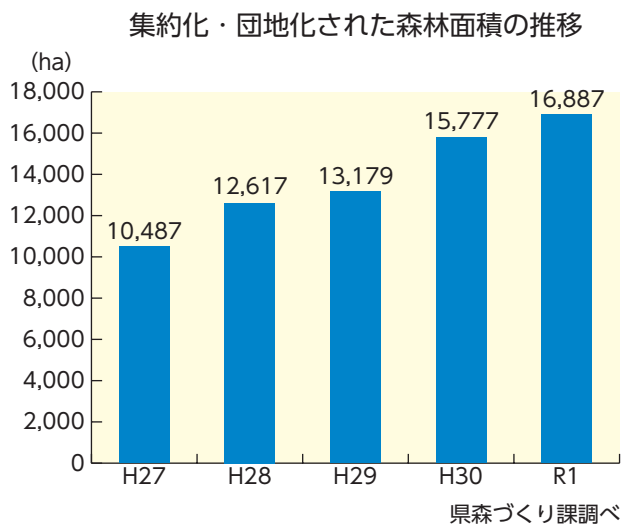


森林の適切な管理や林業の生産性向上を図る上では、小規模な森林を取りまとめて施業を行う集約化・団地化や、団地化された森林における森林管理道や作業道等の路網の整備及び路網整備により使用が可能となる高性能林業機械の導入が重要です。

本県においては、森林の境界を明確化し、一定範囲の森林を取りまとめ、作業道の開設や森林整備が効率的に行えるようにする施業の集約化・団地化を推進し、令和元年度までに16,887ha^{*65}の森林が集約化・団地化されました。

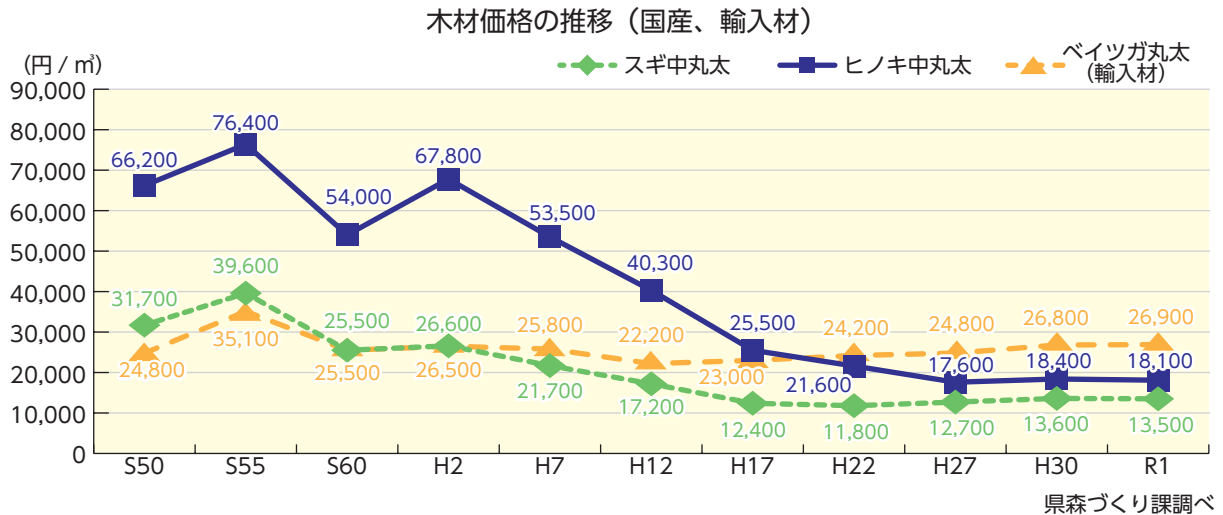
これと同時に路網の整備を進めてきた結果、森林管理道の延長は889km、作業道の延長は656kmとなっています（令和元年度）^{*66}。

高性能林業機械については、導入推進の結果、平成11年度に7台であったものが、令和元年度には52台^{*67}が県内に導入されています。

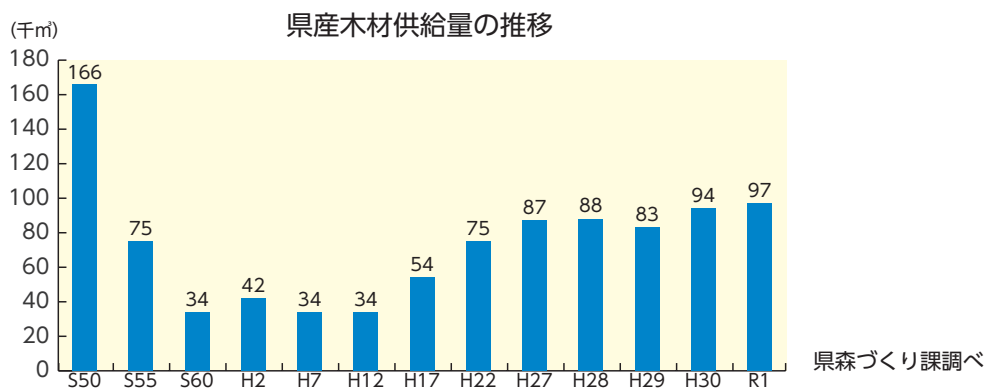


(3) 木材・特用林産物の生産

国産木材の価格は、昭和50年代半ば以降、低価格な輸入木材の増加等の影響を受けて長期にわたって低迷しており、林業の採算性は低位で推移しています。しかし、近年は輸入木材と国産木材の価格が拮抗し、国産材の需要が高まっているため、国内の木材自給率は37.8%（令和元年）^{*68}に回復しています。



県産木材の供給量（素材生産量）は、平成10年度には31,000m³^{*69}まで低下していましたが、林業の機械化、路網の整備等の生産性向上の取組の効果と相まって、令和元年度には97,000m³^{*70}まで増加しました。



本県では、しいたけ等のきのこ類を主として、木炭、たけのこなど多岐にわたる特用林産物が生産されています。きのこ類の生産量は、令和元年で2,434t^{*71}となっています。

特用林産物の生産量（令和元年）

	生産量
きのこ類	2,434t
木炭	21t
たけのこ	12t

林野庁「特用林産基礎資料」

本県の森林は、人工林の成長に伴い森林資源が充実してきていますが、木材価格の低迷により伐採・再造林が低調であり、鳥獣被害等も生じています。このため、森林環境譲与税も活用し、森林資源の適切な管理や利用を推進する必要があります。

本県の林業構造については、林業従事者数は300人程度であり、私有林の所有面積は小規模です。林業の生産性向上等の観点から、森林施業の集約化・団地化、路網整備、高性能林業機械の整備等を進めてきており、更なる推進が必要です。

木材生産については、長期にわたる木材価格の低迷により採算性が低い状況ですが、近年は国産材の需要が高まっており、県産木材の供給量は増加してきています。こうした状況を生かし、森林を循環利用して木材を安定供給できる体制をつくることが重要です。



伐期を迎えた人工林

4 水産業

(1) 養殖業

本県における養殖業の生産額は4億6,023万円^{*72}であり、その73.7%に当たる3億3,926万円^{*73}がキンギョ、ニシキゴイ等の観賞魚、26.3%に当たる1億2,098万円^{*74}がホンモロコ、ニジマス等の食用魚に係るものです（平成30年度）。

このうち、ホンモロコの養殖は、本県が全国に先駆けて水田を利用した養殖技術を確立して普及を始めたものであり、その生産額（4,571万円）、生産量（17t）は全国1位です（平成30年）^{*75}。県内においては、県東部・北部を中心とする19市町において35戸の生産者が養殖を行っています（平成30年）^{*76}。

(2) 河川漁業

河川漁業においては、釣りが本県のレジャーとして定着しており、漁協が放流など魚類の増殖や漁場管理を行っています。本県における魚類の放流金額は、2,175万円^{*77}であり、アユ、マス類及びフナが95.1%^{*78}を占めています（平成30年）。

本県における水産業は、全国一のホンモロコ養殖を含む養殖業や、消費者にレジャーの場を提供する河川漁業により、一定の地位を占めています。将来にわたり水産業の維持・発展を図る上で、新規就業者の確保や、河川環境の保全等が重要となっています。



アユ釣り

5 農山村

(1) 農山村の人口・地域資源

農山村地域を国勢調査における人口集中地区以外の地域と捉えると、本県の農山村地域は、都市周辺に位置するものも含め県内全域に広がっています。

平成17年から平成27年の10年間で、県内の人口集中地区における人口が増加する中、農山村地域の人口は149万人から144万人に減少^{*79}しています。また、農山村地域では、人口に占める65歳以上の割合が29.2%と、県全域の24.8%を上回っています（平成27年）^{*80}。このように、農山村地域では人口減少や高齢化が進んでおり、コミュニティの維持や地域活動について影響が懸念されています。

一方、本県の農山村には、特色ある農林水産物、加工品、伝統文化、美しい景観など豊かな地域資源があり、その特長を生かした多彩な農林水産業が展開されています。中でも、都心からのアクセスが良いという地域特性を生かし、280の観光農園（平成30年度）^{*81}が開設されているほか、地域の食材を活用するレストラン、農作業や農産加工の体験、森林でのレジャーなど、都市と農村の交流を生み出すグリーン・ツーリズムの取組が行われています。

農山村地域の人口減少

県内人口

	H17	H27
県全域	705 万人	727 万人
人口集中地区	557 万人	583 万人
農山村地域	149 万人	144 万人

農山村地域の高齢化

人口に占める65歳以上の割合

	H17	H27
県全域	16.4%	24.8%
人口集中地区	15.6%	23.7%
農山村地域	19.7%	29.2%

※ 1 人口集中地区：人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等がたがいに隣接し、各基本単位区の人口が5,000人以上である地域

総務省「国勢調査」

(2) 多面的機能の発揮

農山村とそこで営まれる農林水産業は、農林水産物の生産のほか、県土・自然環境の保全、水源涵養、良好な景観の形成、教育や体験の場の提供、地域の伝統文化の継承など、県民の日常生活に深く関わる様々な分野で多面的な機能を有し、県民共通の財産となっています。

こうした多面的機能が発揮される基盤となる農地や農業用施設の保全・管理を行うため、地域の共同活動により農道や水路を維持管理する取組が行われています。共同活動の取組面積が、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内の田畑に占める割合（カバー率）は、令和2年度において30.7%^{*82}となっています。

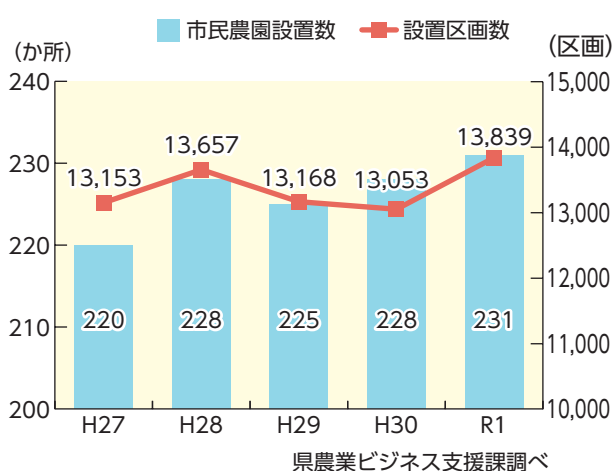
また、本県では、県民が農業の楽しさを体験できるように市民農園の利用を促進しており、市民農園が231か所、13,839区画設置されています（令和元年度）^{*83}。

さらに、子供たちが農業を身近に感じられるように、学校ファームを県内の公立小中学校1,219校（令和元年度）^{*84}に設置し、学校教育における農業体験活動を推進しています。

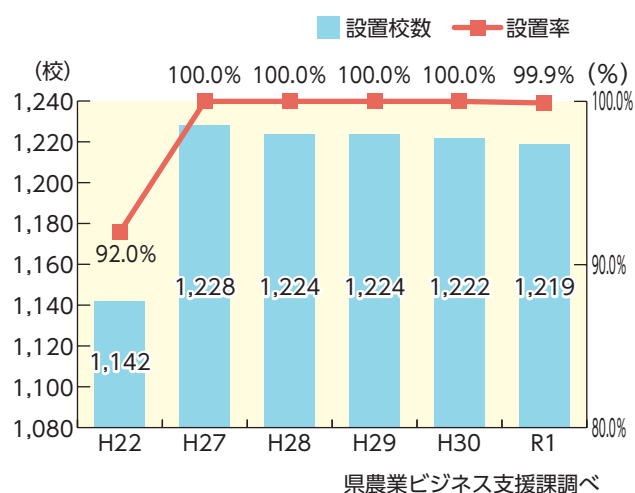
一方、森林に関しては、社会全体で森林を守る気運を醸成する観点から、森林ボランティア活動を支援しています。森林ボランティア活動に参加する延べ人数は年々増加しており、令和元年度は年間27,900人^{*85}となっています。

このほか、農林水産業・農山村の多面的機能は、生産振興、担い手支援、基盤整備など農林水産施策の全体的な効果により、農林水産業・農山村が活性化し、農地・森林等が適切に維持されることで発揮されます。このため、上記のような主として多面的機能に焦点を当てた取組のみならず、本章の他の部分に記載された取組全体の結果としても、本県における農林水産業・農山村の多面的機能は発揮されています。

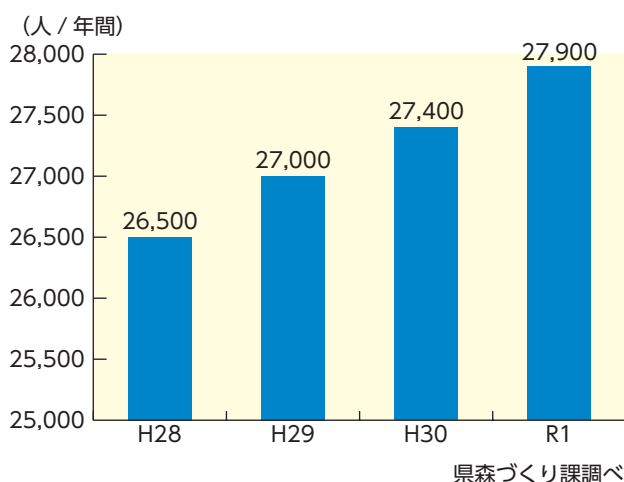
市民農園設置数及び設置区画数の推移



学校ファームの設置状況の推移



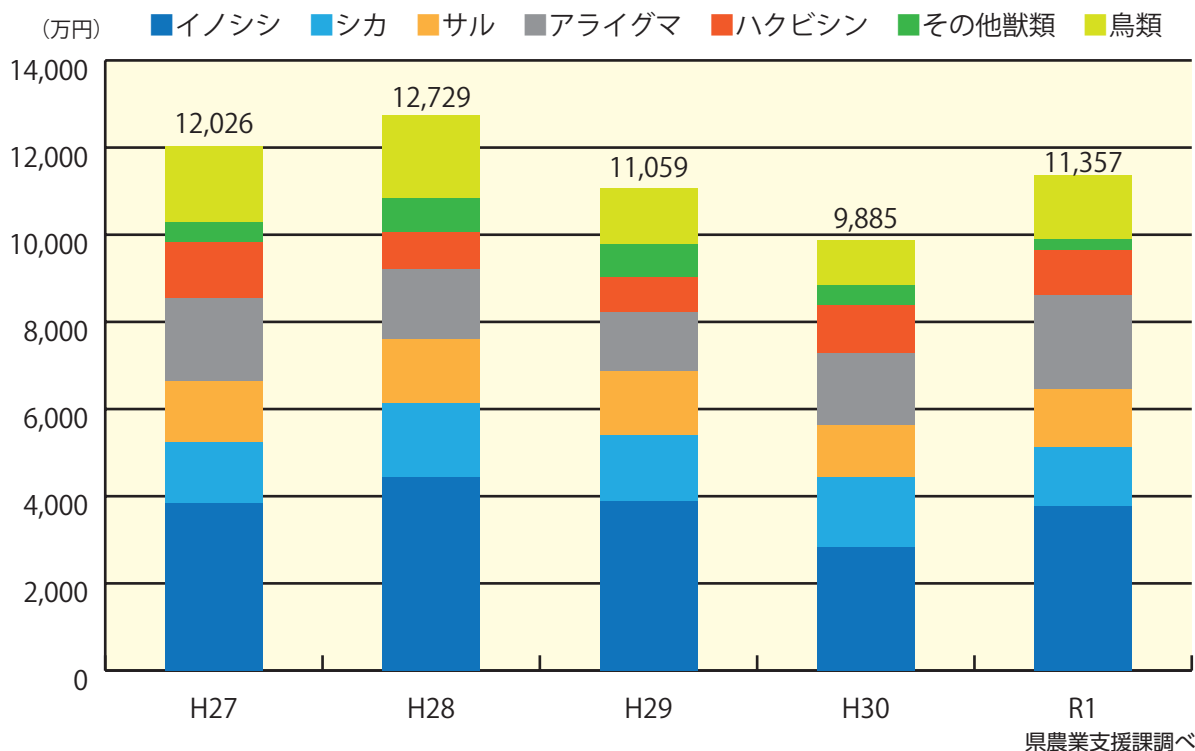
森林ボランティア活動参加延べ人数の推移



(3) 鳥獣害対策

近年、イノシシ、シカ、サル等の野生鳥獣の生息域の拡大等を背景として、野生鳥獣による農作物や森林への被害が深刻化し、農作物の被害金額は年間 1 億 1,357 万円(令和元年度)^{*86} となっています。森林ではシカによる被害が全体の 87.5%^{*87} を占めており、枝葉や下層植生が消失するなど被害が発生するとともに、土砂流出などによる山地災害の発生が危惧されています。野生鳥獣による被害は農林業者の生産意欲を低下させ、遊休農地の発生や人工林の管理低下につながるなど、農林業や農山村の暮らしにも影響を及ぼしています。

野生鳥獣による農作物被害金額の推移



県では、野生鳥獣の行動域や生態の分析により、効果的な侵入防止柵の開発などを行うとともに、研修会の開催により、被害防止対策の普及や定着を図っています。

また、県内32市町村(令和元年度)^{*88}では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づく被害防止計画を策定しており、地域における野生鳥獣による農林業被害の実態を調査するとともに、被害防止対策や情報提供等を行っています。

本県の農山村は、都市部に先行して高齢化や人口減少が進んでおり、また、農作物や森林への鳥獣害も発生しています。こうした中であっても、地域資源を生かした観光農園などの多彩な農林水産業や、農山村の多面的な機能を県民に伝える取組が展開されており、更なる推進を通じて農山村の活性化を図っていくことが重要です。

第 II 章

農林水産業・農山村を巡る潮流



1 人口減少と高齢化

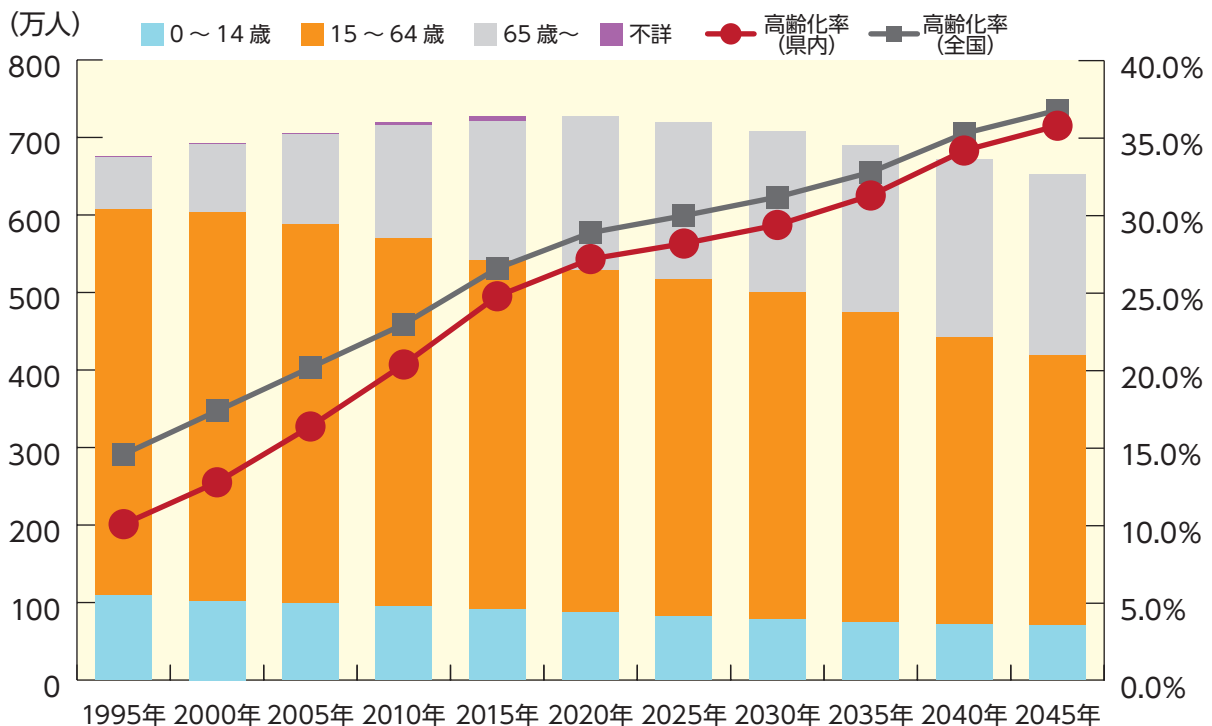
日本の人口は、平成20年をピークとして減少過程に入っています。本県の農林水産業の主要なマーケットである首都圏の人口や、本県の人口についても、これまでは増加を続けてきていますが、減少局面に入っていくことが見込まれています。

また、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は上昇を続けており、平成27年の国勢調査によれば、全国では26.6%、本県では24.8%^{*89}となっています。

人口減少や高齢化は、農林水産業の販売面においては、食料消費量の減少につながります。一方、農林水産業の生産面や農山村の維持との関係においては、農山村地域は特に人口減少・高齢化の傾向が顕著であることと相まって、農業生産やコミュニティの担い手が足りなくなることが懸念されます。

このような潮流に対応するため、商品やサービスの高付加価値化による所得確保、輸出など新たな市場の開拓、担い手の確保等に取り組むことが重要となっています。

埼玉県の高齢化率の推移



総務省統計局「国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」、「日本の地域別将来推計人口」

2 デジタル技術の発展と農林水産分野での活用

近年、ロボット、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）等のデジタル技術が急速に発展する中、こうした技術が農林水産分野においても実用段階に入っています。また、今後普及拡大が見込まれる5Gを活用した、スマート農機の遠隔操作やほ場の遠隔監視など、更なる新技術の現場実証が進められています。

本県においても、センシング技術を活用したほ場管理、航空レーザにより計測した森林情報のクラウド化など、デジタル技術等を生かしたスマート農林水産業を推進しています。また、農業における課題をアグリテック企業（テクノロジーを活用して農業の効率化等に取り組む企業）の技術により解決する取組も展開されています。

さらに、デジタル技術は、生産段階のみならず、消費者ニーズに対応した流通・販売や、政策推進・行政運営の効率化等についても効果が期待されています。

農林水産業の従事者が減少し、高齢化する中で、農林水産業を成長産業にしていくためには、このようなデジタル技術による新たな農林水産業への変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））が不可欠であり、農林水産分野へのデジタル技術の実装を拡大していくことが重要となっています。



自動運転田植機

3 田園回帰志向の高まり

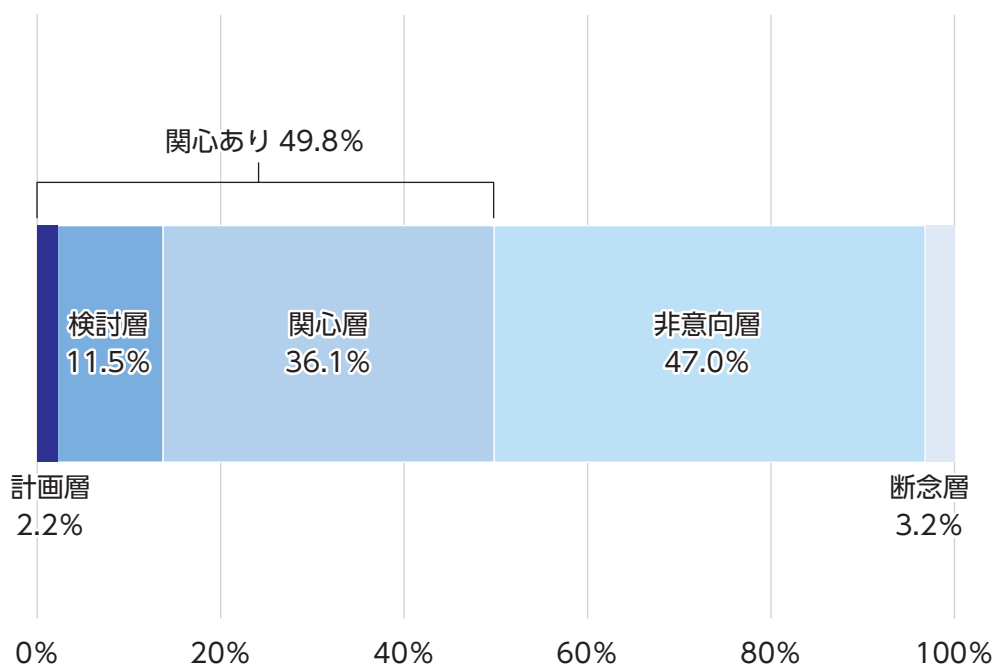
令和2年に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が公表した「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」によると、東京圏在住者（20～59歳）の49.8%が「地方暮らし」に関心を持っていると回答しています。また、地方での生活においてやりたい業種については、「農業・林業」との回答が15.4%であり、最も多く挙げられた業種となっています。

一方、地方での暮らしに対するネガティブイメージとしては、「公共交通の利便性が良くなさそう」、「収入が下がる気がする」などが上位に挙げられています。

こうした調査結果に表れる都市住民の意識を背景として、田園回帰による人の流れは継続しており、農業と他の仕事を組み合わせた働き方である「半農半X」、サテライトオフィス、ワーケーション等の多様なライフスタイルの普及など、地域活性化に貢献する動きがみられます。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とするテレワーク等の新たな生活様式の広がりも、こうした動向を後押ししています。

本県においても、こうした田園回帰志向の高まりを農林水産業・農山村の活性化につなげられるよう、都市と農山村の地域間交流の促進、農山村の生活環境の整備等に取り組むことが重要となっています。

東京圏在住者の「地方暮らし」への関心



内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局
「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査事業報告書」

4 SDGsへの関心の高まり

平成27年の国連サミットにおける「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）」の採択以降、SDGsへの関心が世界的に高まっています。

農林水産業は、自然資本を基盤として生産活動を行うものであり、持続可能な世界を実現するためのSDGsの目標に向けて取り組む上で、食料供給、環境保全等の面で重要な関わりを持ちます。

有機農業や特別栽培農産物の取組など環境に配慮した生産活動の推進や、景観や生物多様性などの多面的機能の発揮はもとより、食料の安定供給、生産性や所得の向上、雇用の創出等を含め、経済・社会や環境の持続可能性を高める観点から、農林水産業・農山村における取組を展開していくことが重要となっています（本計画の施策とSDGsの目標との関係については、103ページ参照）。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



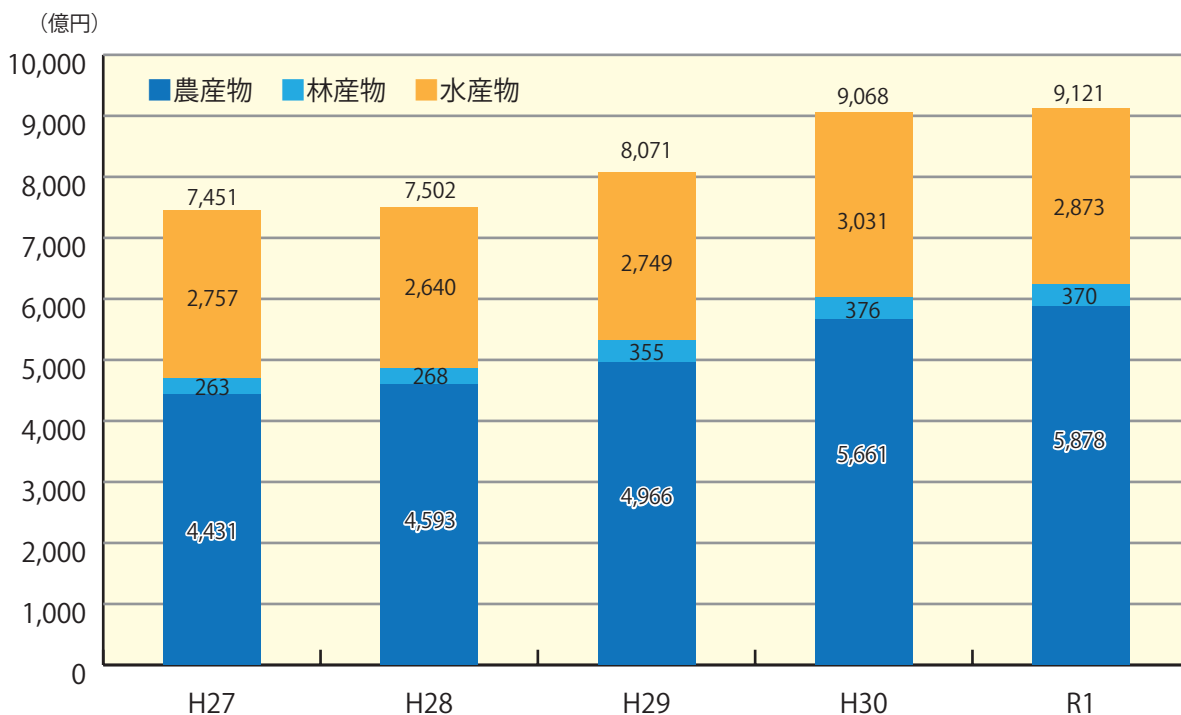
5 経済の国際化の進展

経済の国際化が進展する中、平成30年12月にTPP11協定が、平成31年2月に日EU・EPAが、令和2年1月に日米貿易協定がそれぞれ発効しました。畜産物の関税削減など長期の関税削減期間が取られている合意内容も含め、輸入面及び輸出面における今後の変化に対応していく必要があります。

本県においては、畜産物を中心として生産額の減少が懸念されるほか、野菜については、合意内容に基づく関税削減自体もさることながら、例えば国内の米産地が外国産との競合を避けて野菜生産に転換することによる国内産地間競争の更なる激化等が懸念されます。

こうした潮流の中にあっても本県の農林水産業の競争力を維持する上では、規模拡大による生産コストの削減、商品やサービスの高付加価値化、輸出など新たな市場の開拓等に取り組むことが重要となっています。

農林水産物・食品輸出額の推移



農林水産省「農林水産物輸出入概況」

6 海外からの食料供給に係る懸念

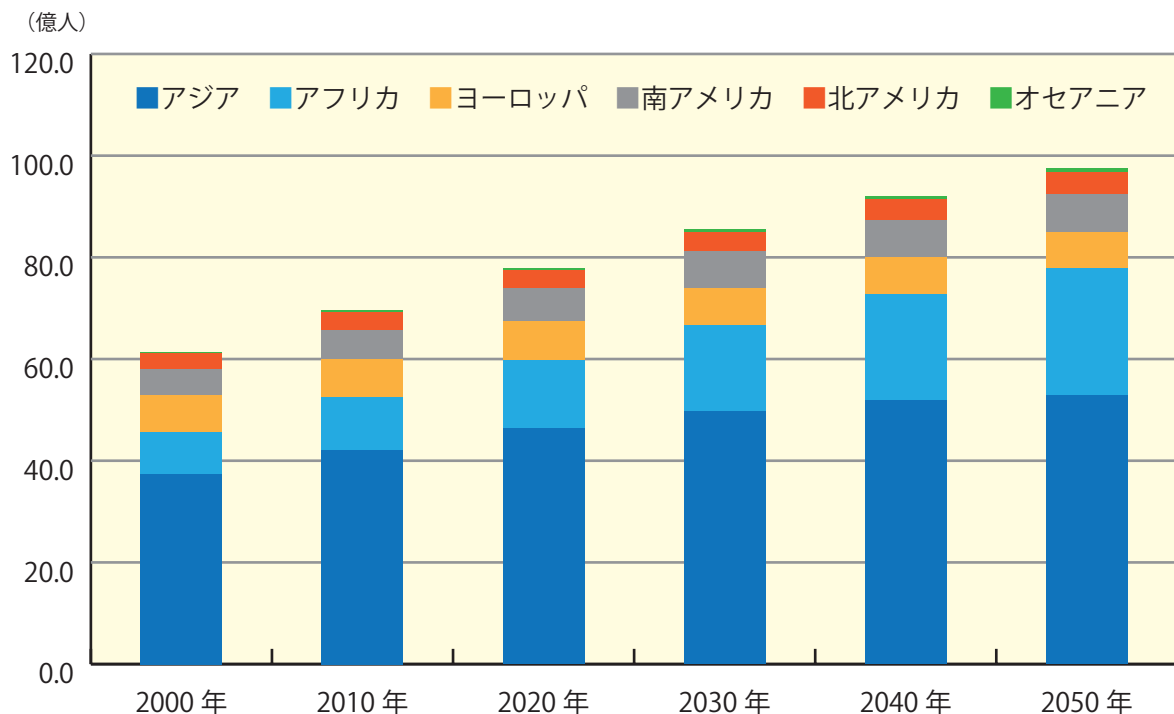
世界の人口は77億人^{*90}と推計されていますが（令和元年）、今後も開発途上国を中心に増加が見込まれ、令和32年には97億人^{*91}になると見通されています。このような中、穀物等の需要は、人口増加や食生活の多様化、経済成長に伴い、今後、全体として増加する見込みです。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、小麦の主要輸出国等により食料の輸出規制が行われたことや、感染長期化による海外での食料生産・流通への影響が懸念されること等からも、食料や飼料を多く輸入に頼る日本にとって、食料安全保障をめぐる状況は予断を許しません。

このような国際環境の中で食料の安定供給を図る上では、国内農業の生産基盤の強化などとともに、地産地消等を通じて身近で生産される国産農産物の消費拡大を推進することの重要性が高まっています。

本県においても、農業生産基盤強化の観点から優良農地の確保や農産物の生産拡大に取り組むとともに、地産地消等を通じて消費者と食と農とのつながりを一層深めることが重要となっています。

世界の人口推移



総務省統計局「世界の統計 2020」

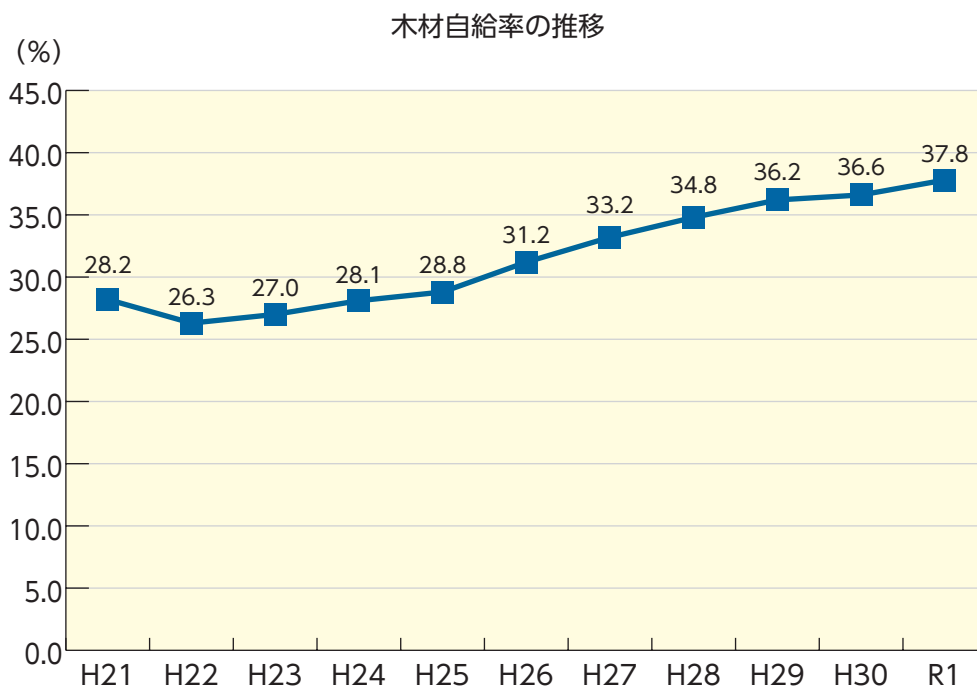
7 木材需要の拡大と人工林の伐期の到来

日本の林業は、長期にわたる木材価格の低迷など厳しい状況が続いてきましたが、近年は木材需要が回復傾向にあり、合板等への国産材の利用が進んだことなどから、国産材供給量は増加傾向にあります。木材自給率も9年連続で上昇しており、令和元年は37.8%^{*68}となるなど活力を回復しつつあります。

こうした中、木材の用途については、住宅分野に加え、公共建築物等の非住宅分野における構造・内外装や、木質バイオマスのエネルギー利用等の多様な利用が進んでいます。

また、戦後に植栽された人工林が伐期を迎える中、「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用を推進するため、森林経営管理制度、森林環境譲与税等の新たな政策も実施されています。

このような潮流を生かしながら、路網や生産・加工・流通施設の整備等を進め、県産木材を安定的に供給できる体制をつくることが重要となっています。



林野庁「木材需給表」

8 農林水産業を脅かすリスクの顕在化

近年、台風、豪雨等による自然災害が頻発しており、比較的に自然災害の少ない本県においても、令和元年の台風第19号では大きな被害が発生しました。地球温暖化による気候変動も、夏場の高温による米の品質低下、暖冬による野菜の生育前進化など、農業生産に影響を及ぼしています。

また、平成30年以降国内で発生が続いていた豚熱（CSF）が、令和元年には本県においても発生し、2か月間で約7,600頭もの豚を殺処分することとなるなど大きな被害が生じました。アジア諸国では、アフリカ豚熱（ASF）、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜疾病が発生しており、海外からの侵入防止等が課題となっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、農林水産業・食品産業には深刻な需要減少等の影響が生じています。

こうした農林水産業を脅かすリスクに対応するため、災害予防や災害発生時の危機対応、農業経営におけるセーフティネットの構築が重要となっています。



豚熱防疫対応

第Ⅲ章

本計画が目指す将来像



本県において、農林水産業の振興は、次に掲げる事項を基本として行われなければならないこととされています（条例第3条）。

- ①農林漁業者の優れた経営能力を生かし、農林水産業の産業としての競争力を強化すること。
- ②地域の特性に応じて、収益性の高い、安定的な農林漁業経営を確立し、将来にわたり農林水産業を持続的に営むことができるようにすること。
- ③農林水産業及び農山村の有する多面的機能を適切かつ十分に発揮することができるようにすること。
- ④消費者の需要に応じ、消費者に信頼される良質かつ安全な農林水産物を安定的に供給することができるようにすること。

本章においては、これらの基本理念に即して、本計画が目指す本県の農林水産業及び農山村の将来像を示します。また、将来像を今後実現することを目指して当面5年間施策を展開する上で、農家の所得向上や販売金額の大きい農家の育成、その他主要な施策の進捗管理に係る指標を示します（42ページ参照）。

1 農林漁業者の経営能力を生かした競争力の高い農林水産業の実現

（1）農業者

- ①認定農業者や法人の経営発展により、効率的かつ安定的な農業経営が拡大しています。
- ②自立就農や農業法人への就職就農が進み、本県の農業生産を維持・発展することができる新規就農者が確保されています。
- ③これまで農業を牽引してきた農業者に加え、若者、女性、高齢者、企業等の多様な人材や主体が活躍しています。

（2）林業者

- ①林業経営の改善や収益性向上が進み、意欲と能力のある林業経営体が、本県の森林の循環利用に必要な林業生産活動を行っています。
- ②林業経営体への就職が進み、本県の森林を管理し、林業を維持・発展することができる新規就業者が確保されています。
- ③林業の職場環境が改善され、若者、女性等の多様な担い手の活躍が進んでいます。

（3）漁業者

養殖業が魅力を持ち、安定的な経営が行われるとともに、新規就業が進んでいます。

2 地域の特性に応じた、収益性が高く安定的な農林漁業経営に立脚する、持続性の高い農林水産業の実現

(1) 農地、森林その他生産基盤

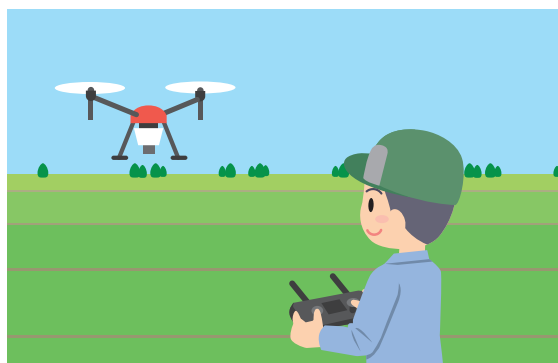
- ①本県の農業を維持・発展させる上で必要な農地面積が確保され、ほ場整備の進展等により農地の生産性が向上しています。
- ②農地の集積・集約化が進展して農業経営が効率化するとともに、遊休農地の解消が進み、耕地がフル活用されています。
- ③森林における路網整備が進み、効率的な森林整備や木材生産が行われています。

(2) イノベーション

先端技術の農林水産業への導入が広く進み、生産性の高い農林水産業が展開されています。

(3) リスクへの対応

- ①自然災害に備えた農林水産業関連施設の強靱化、家畜防疫体制の強化等が進み、危機の発生が最大限に予防されています。
- ②過去の危機対応における教訓その他の知見が共有され、危機対応の準備が整っています。
- ③農業保険や経営所得安定対策等の普及が拡大し、農業経営におけるセーフティネットが構築されています。
- ④鳥獣害及び病虫害防止対策が進み、被害の軽減が図られ、農林業者が安心して生産活動を行っています。



3 多面的機能が適切かつ十分に発揮される 農林水産業及び農山村の実現

(1) 農山村の活性化

- ①農山村における生活環境の整備等が進み、都市からの移住が増加し、従来からの住民とともに安心して住み続けられる地域が実現しています。
- ②地域資源を活用した6次産業化、体験農園、観光農園等により、農山村の所得が向上するとともに、にぎわいが生まれています。

(2) 多面的機能の発揮

- ①農地や農業水利施設を維持保全するための地域の共同活動が活発に行われ、洪水防止、水源涵養、景観形成等の機能が十分に発揮されています。
- ②森林において森林整備が行き届き、水源涵養、土砂崩壊防止、二酸化炭素の吸収等の機能が十分に発揮されています。
- ③漁協の収益性向上や組合員活動の活性化に伴い、充実した魚の増殖が図られ魚影の濃い川づくりが進んでいます。
- ④農山村のコミュニティが維持され、都市と農山村の地域間交流が活発化し、文化の伝承、保健休養・やすらぎ等の機能が十分に発揮されています。



埼玉県マスコット「コバトン」

4 需要に対応し、消費者に信頼される良質かつ安全な農林水産物を安定供給できる農林水産業の実現

(1) 農産物の供給

- ①生産基盤の整備や先端技術の普及とともに、施設や機械への投資等も継続され、県民に食料を安定供給する上で余力を持った生産力が確保されています。
- ②県内の卸売市場の持つ機能等が最大限に発揮され、農産物の鮮度を保ったまま消費者に届ける流通システムが実現しています。
- ③ブランド価値を含め国内外の市場における埼玉県産農産物の評価が高まり、首都圏はもとより、海外においても販売が広がっています。
- ④県産農産物が、農産物直売所、量販店等の県産農産物コーナー、飲食店、学校給食等を通じて県民に提供され、地産地消の行動が浸透しています。
- ⑤都市的地域と農山村地域が近接し、食品産業、福祉、医療など多様な事業者との連携が可能な本県の強みを生かし、付加価値の高い多様な商品やサービスが提供されています。
- ⑥GAPの取組の農業者への浸透等を通じて、食品の品質や安全性に係る消費者からの信頼が一層向上しています。

(2) 林産物の供給

- ①森林施業の集約化・団地化、高性能林業機械の導入等が進むことで、県産木材の供給体制が整い、「伐って・使って、植えて、育てる」森林の循環利用が実現しています。
- ②県産木材の利用が、住宅分野や公共施設において更に拡大するとともに、民間の非住宅分野においても広がっています。

(3) 水産物の供給

- ①本県の養殖業において生産された観賞魚や食用魚が、県内外においてその評価を高め、販売が広がっています。
- ②本県での釣りのレジャーとしての魅力が高まるとともに、より幅広い消費者が川魚に親しんでいます。

第Ⅲ章 本計画が目指す将来像

将来像を実現するための指標

No.	指標名	目標
1	農家（※）1戸当たり生産農業所得 ※ 経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯	1,072,298円 (平成30年度) → 1,755,000円 (令和7年度) 【令和3年12月変更】
2	販売農家（※）数に占める販売金額1,000万円以上の農家数の割合 ※ 経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家	7% (令和元年度) → 10% (令和7年度)
大柱1 多様な担い手の育成及び確保		
3	農業法人数	1,128法人 (令和元年度) → 1,500法人 (令和7年度)
4	新規就農者数	321人/年間 (令和元年度) → 330人/年間 (令和7年度)
大柱2 優良農地の確保及び有効利用		
5	担い手への農地集積率	30% (令和元年度) → 42% (令和7年度)
6	遊休農地解消・活用面積	2,000ha (令和3～7年度)
大柱3 生産基盤の整備		
7	基盤整備面積	23,040ha (令和元年度) → 23,640ha (令和7年度)
8	路網密度	22.8m/ha (令和元年度) → 25.0m/ha (令和7年度)
大柱4 農林水産物の安定供給		
(1) 生産、流通、販売等の体制の整備		
9	需要に応じた野菜の作付拡大面積	1,000ha (令和3～7年度)
10	契約野菜対応型野菜産地育成数	30地区 (令和3～7年度)
11	新たに農業の6次産業化により開発された商品数	250品目 (令和3～7年度)
12	森林の整備面積	12,500ha (令和3～7年度)
13	施業のため集約化・団地化する森林面積	16,887ha (令和元年度) → 23,500ha (令和7年度)
14	県産木材の供給量	97,000m ³ /年間 (令和元年度) → 116,000m ³ /年間 (令和7年度)
(2) 地産地消の促進		
15	県産農産物コーナー新規設置店舗数	125店舗 (令和3～7年度)
16	県産木材を利用した公共施設数	1,059施設 (令和元年度) → 1,420施設 (令和7年度)
(3) 消費者の信頼確保		
17	県がS-GAP実践農場として評価を行った経営体数	595経営体 (令和元年度) → 1,600経営体 (令和7年度)
大柱5 イノベーションの促進		
18	スマート農業技術の導入件数	120件 (令和3～7年度)
大柱6 災害等のリスクへの対応		
19	防災・減災対策に着手した防災重点農業用ため池の数	50か所 (令和3～7年度)
大柱7 農林水産業を核とした活力ある地域づくり		
20	多面的機能を発揮する共同活動の実施面積割合 (カバー率)	30.7% (令和2年度) → 40.0% (令和7年度)
21	農山村へつないだ都市住民の延べ人数	5,000人 (令和3～7年度)